

平成 2 4 年 第 3 回

遠軽町議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 4 年 6 月 1 3 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開議

◎本日の会議に付議した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 4 一般質問

◎出席議員（17名）

議 長	1 8 番	前 田 篤 秀 君	1 7 番	浅 水 輝 彦 君
	1 番	石 田 通 行 君	2 番	今 村 則 康 君
	3 番	清 野 嘉 之 君	4 番	林 照 雄 君
	5 番	黒 坂 貴 行 君	6 番	松 田 良 一 君
	7 番	岩 上 孝 義 君	8 番	山 田 和 夫 君
	9 番	岩 澤 武 征 君	1 0 番	杉 本 信 一 君
	1 1 番	山 谷 敬 二 君	1 2 番	高 橋 眞 千 子 君
	1 3 番	荒 井 範 明 君	1 4 番	阿 部 君 枝 君
	1 5 番	奥 田 稔 君		

◎欠席議員（1名）

1 6 番 高 橋 義 詔 君

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教 育 委 員 会 長	富 永 史 朗 君
代表監査委員	秋 保 利 勝 君	農 業 委 員 会 会 長	石 丸 政 雄 君

◎説明員

副 町 長	広 井 澄 夫 君	総 務 部 長	高 橋 義 久 君
民 生 部 長	村 本 秀 敏 君	経 済 部 長	高 嶋 朝 雄 君
経 済 部 技 監	松 井 雅 弘 君	総 務 部 参 与	佐 藤 優 君

《平成 2 4 年 6 月 1 3 日》

民生部参与	石川弘美君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	松橋行雄君
保健福祉課主幹	深澤万喜子君	住民生活課長	渡辺喜代則君
税務課長	鈴木光男君	農政林務課長	安藤清貴君
商工観光課長	大河原忠宏君	建設課長	中川原英明君
建設課参事	山本善宏君	水道課長	岸野博美君
水道課参事	久保英之君	会計管理者	小野寺健君
生田原総合支所長	岡村宏君	生田原総合支所地域住民課長	熊沢広正君
丸瀬布総合支所長	工藤敏広君	白滝総合支所長	池田博利君
白滝総合支所産業課長	加藤雅史君	教育長	河原英男君
教育部長	橋本健一君	教育部次長	藤江敏博君
社会教育課長	中村哲男君	図書館長	佐川哲史君
総務課参事	藤本陽一君	社会教育課参事	大貫雅英君
監査委員事務局長	舟木淳次君	農業委員会事務局長	安江陽一郎君
選挙管理委員会事務局長	舟木淳次君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	河本伸二君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17人であります。

なお、高橋義昭議員より、欠席の届け出があります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、清野議員、奥田議員を指名いたします。

◎日程第24 一般質問

○議長（前田篤秀君） 日程第24 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） ー登壇ー

通告の順に従いまして、3点について質問いたします。

第1点は、東日本大震災に伴うがれきの広域処理の受け入れについてであります。

3月11日に野田総理は、昨年発生した3.11東日本大震災から1年を受けて記者会見で、震災に伴うがれきが岩手、宮城、福島県で2,253万トンあり、3月8日現在6%しか処理されておらず、広域処理を進めるため、昨年制定した特別措置法に基づき被災3県を除く全都道府県に文書で受け入れを要請する方針を明らかにいたしました。野田総理は、がれき処理に関し、日本人の国民性が再び試されている。国は一步も二歩も前にでる被災地以外での処理を加速させる決意を表明し、セメント会社や民間企業にも支援の拡大を求めるとして取り組んできています。これを受けて北海道も積極的に協力すると回答しています。

焼却前のがれきの放射性セシウム濃度は国の安全基準240から480ベクレルとしているのに対し、北海道はおおむね100ベクレル以下とする独自の基準を設けて市町村に受け入れを促しております。

道内では稚内、新ひだか、浦河、苫小牧、白老、奈井江、江別、森、厚沢部、乙部、江差、上ノ国、福島町など13市町が放射能の安全性、住民の理解、議会の同意などの条件がありますが、受け入れたいと表明しています。5月11日に受け入れを表明しております胆振7市町が被災地を訪問し、がれきの放射能の確認をしています。

3月27日の北海道新聞の記事では、オホーツク振興局管内は受け入れないとしている市町村が多い調査結果であります。遠軽町は検討中としております。がれきの処理が進まなければ被災地の復旧復興、産業の再生はおくれるばかりであります。

自衛隊の災害支援の激励に現地に赴いた町長は、被災の状況はよく御存じだと思えます。現在どのような判断に至っているのかをお伺いいたします。

2点目であります。

遠軽町開拓者の故郷との姉妹都市提携についてであります。

昭和32年に編さんをされた町史に当町の開拓の歴史について記載されておりますが、集団の入植は明治30年5月新潟県人を主体として約30戸、天候の不順、資金不足など大方の者が約束の違いなどとして、湧別方面に逃走し、踏みとどまったのは12戸程度で第1回は失敗したとされています。

しかし、学田地建設の情熱は依然として続けられ第2回の募集は主に山形地方からとし、山形市花籠町に同志会の支部を設け1期は30名、2期は56名が入植しています。

5月3日の道新記事でこの町史の定説について、丸瀬布の郷土史研究家秋葉実氏は最初の入植者は新潟県人の故角谷正衛でなく、山形県東根市の故小山田モエさんが和人最初の入植者と調べあげました。

学田開拓親睦会の名簿でも、多くの方が山形県人を祖先としており、特に東根市は突出をしています。

この機会に、当町開拓の礎となった入植者の故郷東根市と姉妹都市を提携してはと思います。

国内の友好都市は、白滝の合気道創始者植芝盛平翁を通じての和歌山県田辺市、茨城県笠間市において合併後も友好関係が継承され、修業道場が開設された京都府綾部市から4市町の友好都市提携の提案があり、平成20年2月新たに締結され、昨年は東日本大震災、台風の土砂災害などを受けて、3市との災害協定も結ばれました。

単なる友好ではなく多方面に意義あるものになってきています。遠軽町の開拓の歴史、伝統を尊重し持続するまちづくりのためにも、東根市との提携は意義あるものにつながると思います。

町長の見解をお伺いいたします。

3点目であります。

本年、遠軽小学校の給食センターが完成し、すべての施設が移転されたのに伴い、旧校舎は教育委員会から情報管財課の普通財産として管理されていると思えます。

この施設の今後の活用はどのような手順で検討されるのでしょうか。また、活用の方角性が決まっているならば、お伺いいたします。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

浅水議員の１点目の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

東日本大震災に伴うがれきの広域処理の受け入れについてですが、御質問にありますように、私は、実際に被災後の現地に出向き、陸上自衛隊第２５普通科連隊の隊員の皆さんの被災地での献身的な活動状況や、多くの犠牲者を出し震災と津波の大きな被害を受けた現地の様子を目の当たりにし、一日も早い復旧復興のために本町として何かできることがあれば、ぜひ協力したいと考えていたところでもあります。

震災がれきのうち焼却施設への受け入れについては、現在１６時間稼働している焼却炉をさらに８時間延長し、２４時間稼働させることや、１時間当たりのごみ集入量をふやして全体の処理量を多くすることなどで、震災がれきを受け入れることはできないかなど、その可能性について管理委託先とも検討してきたところです。

結果といたしまして、今まで以上に焼却する量をふやすことや焼却炉の燃焼時間を延長するということは、焼却炉の劣化をさらに早めることになり、これまでの焼却炉の維持補修だけでは無理ではないかと思われ、最悪の場合、焼却炉自体が更新前に使用できなくなることも予想されるという厳しい内容であったことから、現在の焼却施設への受け入れについては、町民の安定利用を保障するためには難しいものと判断しているところでもあります。

また、震災がれきの取り扱いにつきましても、基本的には一般ですが、その特殊な事情から産業でも廃棄物として受け入れることができます。旭野一般廃棄物最終処分場については、さきに実施しました残余量等調査で、６年ほどでいっぱいになることが明らかであります。

さらに、白滝廃棄物処理場での産業廃棄物の受け入れについては、近年廃棄物の搬入実績がないという現状から、オホーツク振興局と処理場の廃止に向けた終了手続を進めているところであり、北海道が白滝地域で予定しております事業による残土を受け入れ、年内にはほぼいっぱいになる予定であります。

したがいまして、現時点では、震災がれきの受け入れにつきましては難しい状況にありますが、地域住民の不安への対応はもとより、安全安心な農畜産物や海産物としてオホーツク産ブランドをアピールしてきていることから、多くの生産団体や関連企業、関係機関の意見を集約し、広くオホーツク管内規模でその方向性を見出すための議論をしていく必要があるのではないかと考えているところでもあります。

次に、二つ目の遠軽町開拓者の故郷との姉妹都市提携についての御質問でございますが、遠軽町の歴史は、明治３０年北海道同志教育会がこの地を開拓し、一大理想郷を建設しようとする遠大な希望に燃え、湧別原野に学田農場を開いたのが始まりとされており、最初の集団入植は新潟、山形の両県からとされております。

今、遠軽町的发展を見ると、これもひとえに将来を夢見て幾多の困難に挑戦した先人の努力のたまものと感謝するものであります。現在遠軽町におきましては、姉妹都市を提携しておりますのは、ブラジル連邦共和国バストス市と、フランス共和国モアランアンモ

ンターニュ町であり、今までの関係を継続し発展させることで、新町に引き継いでおります。また、平成20年2月に合気道の関係により、和歌山県田辺市、茨城県笠間市、京都府綾部市と友好都市を締結しております。

歴史的、文化的なつながりもあり、今後の姉妹都市、友好都市を考えると、それぞれの地域のよいところを学び、お互いの歴史を理解し共有していくことが大切だと思います。行政はもとより、学校、団体などが文化やスポーツを通しての交流が深められるような、身の丈に合った自然な形によることが、より長く関係を保つことになると考えております。

議員のおっしゃる山形県東根市とは、旧町時代も含め交流はほとんどありませんが、お互いの歴史や伝統を十分に理解し、新たな交流が両市町によって有益であり、町民からも友好都市の提携に向けた機運が高まるようであれば、交流や友好都市についての検討をしていきたいと考えております。

次に、3番目の旧遠軽小学校の校舎の活用についての御質問でございますが、本年3月に遠軽小学校に併設した給食センターが完成したことにより、現在普通財産として管理を行っております。この旧遠軽小学校の校舎については、現在、具体的な他の施設への転用の考えはありませんが、施設のあり方については検討をしなければなりません。ただ、早急に結論を出すということではなく、時期にとらわれず広く意見及び情報収集に努めてまいりたいと思います。その結果、町民サービスに資すると判断できる場合においては、皆さんと十分相談の上、活用していきたいと考えております。

なお、本施設については当面現状維持し、財産管理をしていく予定でありますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） 最初の質問から再質問していきたいと思います。

最終的には結論として、受け入れをしがたいということでもありますね。焼却施設についても、施設管理者との検討の結果、焼却炉に伴って、延長することによって要は更新時期を控えていますから、老朽化が早まるというふうなこともあって、受け入れがたいということでもありますね。

国の求めているのは、先ほど後からお話しした焼却できないがれきについては、基本的には今回の中では求めてないようであります。基本的には焼却できるがれきについて、広域処理をしていただきたいという国の方針内容であります。担当課に聞いて見ますと、現在、遠軽の焼却炉の1日の処理能力は、2基で約50トンです。今、処理されてるのは1日28トン処理されているということでもありますから、焼却能力からいうと、ほぼ半分よりちょっと多いという状況であります。そういうことを考えますと、今も実際は使用しているわけですから、何トン受け入れるかによっては、また違ってきますけれども、老朽化が著しく早まるということが理由になるのかなというのは、ちょっと私も疑問なのです。

ね。受け入れを処理能力以上のものを受け入れるということになれば、これはやはり問題だろうと思いますけれども、例えば10トン受け入れたとしても、一日の処理力は10日でやれば1トンしかふえないわけですね。だから50トンのうち29トン1日処理することになるわけですから、そんなに施設が急激に傷まるというような感じもしないのですが、それが何か理由になっているようですけれども、何かどうも後ろ向きのような姿勢で初めから議論されているのではないかなというふうに思うのですね。

放射能の関係についても、安全性についても十分これは受け入れする場合には、搬出する前で放射線量を量りますし、持って来た場合でも放射線量を量るわけですから、もちろんこれはより放射線量が高いということであれば、受け入れることはやめればいいわけであって、実際に胆振の7市町が視察して現地で放射線量を量りましたら、がれきの放射線量は0.04から0.07というのですね。これは北海道のこの自然界にあるレベルとほぼ変わらないという結果だったそうであります。ですから、危険性については放射線量については十分検証してこいば、受け入れることの安全性は確認できるのでないかと、私は思うのですけれども、その点については町長はどうお思いですか。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） ただいまの御質問にお答えしたいと思いますが、今の議員がおっしゃいました放射線量の関係につきましては、議員もおっしゃるとおり、今回広域処理の対象となっているものが福島県のもを除くという表現をされておりますので、放射線については、そういう点では安全性はある程度保障はされているのかなというふうに受けとめておりますが、ただ、風向きによって放射能がいろいろなところに拡散されているという情報もありますので、そういう点では、議員もおっしゃるとおり、まず搬出する時点での放射線量の測定、あと分別して移動中、あと搬入後の測定とか、その都度管理は求められるものというふうに考えております。ただ、今現在進めております東京都の場合は、その実際実施しているというふうに新聞・テレビ等でもやっておりますけれども、北海道の場合それを各受け入れする自治体がやるのか、それとも道が実施をするのか、その辺についてはまだはっきりしておりませんので、その辺例えばもう少し具体的になるまで待つのかと、機会があれば確認をして、さらに検討を深めていくというようなことも必要なかなというふうに考えておりますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） この間テレビで見たのですけれども、今回のがれきは、福島県のがれきについては福島県の県内で処理をすることになってますから、受け入れを要請されているのは宮城と岩手のがれきなのですね。御存じのように原子力の事故があって、放射線が飛散をしたということで、宮城や岩手にも飛散したのは確かであります。ですから、放射能の危険性やなんかも指摘されているわけでありましてけれども、現状はそういう確認をしたところ、あるいは秋田とか静岡県の下田なんかでも試験測定はやりましてけれ

ども、確かに地域でも反対もありました、一部の方ですね。これを大きく取り上げられたから、どうしても反対がすごく多いというふうにとられますけれども、一部の人たちですね。これは原子力とか、あるいは放射能に対して非常に機敏な方、あるいはそういうことには絶対反対だという方々が行動を起こして、それが大きくとらえられるので、多くの住民の方が皆さん反対しているかと言うと、そうでもないような気もいたしますし、宮城県の方、あるいは被災地の皆さんは、やはり自分たちの住んでいる、今回の被災の中でたくさんたまったがれきを、どこも処理してくれないということでは悲嘆をしていると、そういうテレビでの報道もありました。人的な、あるいはお金の面ではたくさんの支援をいただきましたけれども、今、このがれきを処理していかなければ被災地の復興は本当にはないのです。町の真ん中にこういうがれきが何十万トン、何百万トンとたまっているわけですから、これを処理してあげなければ、何とかしなければ復興も町の再生もできないと思いますから、できれば我々も力をかけてあげたいなと私は思うのであります。

当然この焼却炉のない町村もありますから、あるところにはどうしてもそういう要請が来ると思うのです。遠軽町はありますから。ですから、現状では町長の答弁があったのですけれども、要素としては多少は受けられるのではないかなという気もしないでもないですね。がれきは、そのままがれきで持ってくるわけではありません。恐らくコンテナで持ってくるのだと思いますけれども、みんな粉碎して木片にして持ってくるのです。それを運んできて焼却をするということですから、イメージは皆さん、がれきになったまま、燃えるやつだけだあと引き出して運ぶかということ、そうではなくて、もともと粉碎してくるのです。たしか。粉碎してきてコンテナやなんかに入れて持ってくるという、そういう形ですから、より安全性というか、そういうものは確保できるし焼却もしやすいのではないかなというふうに思うのです。大量にうちが受け入れる要件的には焼却炉も更新時期を迎えていますから万が一という場合も、故障の場合も可能性もなきにしもあらずであります。でも2炉ありますからね、ですから、そういう点では少しでも受け入れは対応できるのではないかなというふうには、私は思いますけれども、状況が変われば再度検討するという余地はあるのでしょうか。このままずっと絶対受け入れないという考え方なのでしょうか、その辺を伺いたい。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 焼却炉の運用状況といいますか、1日50トン処理できるものが現在28トンということで、余力があるのではないかなという御質問ですが、数字的にはおっしゃるとおりでございます。今現在、焼却炉につきましては、更新に向けて何とかそこまでもたせたいということで、日々修繕を重ねながら何とか使っているという現状であります。ここに今現在施設を管理委託している先と、いろいろ詳細にわたって話をしたところ、さらにこれ以上使い込んでいく場合には、今の修繕だけではなくて、本当に躯体に至るまでの大規模な修繕をしていかないと、この先本当にもたせるという保障がないという、そういうお話も聞いておりますので、そういったことも必要になってく

るのかなと。当然、今現在もそうですが、そういった大規模な修繕をするということになりますと、焼却炉をとめなければならないということになりますので、とめている間、当然また最終処分場のほうに燃やせるごみを処理しなければならないということにもつながってきまして、そういう点でも一つ最終処分場のまた寿命も短くなると。

さらに、もう一つ、こういった震災がれきの焼却がれきを受け入れた場合、燃やした後にもまた焼却灰が発生します。これについても、基本的には搬入先にお返しするのがこういった処理のルールではあるのですが、その辺がどうもここ試験的にやっているところの話では、そのまま焼却灰も受け入れているというふうにも聞いておりますので、その辺も確認をして進めていかないと、また最終処分場が早目にいっぱいになるという、そういった問題もございますので、そういったことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 浅水議員。

○17番（浅水輝彦子君） 町長にお聞きしますけれども、道が示した放射線量の100ベクレルというのは、おおむね妥当だというふうにお考えなのでしょうか。それをちょっと町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私どもそういった専門的な機関も職員なり、情報も、一般論の新聞ですとかテレビでしかございませんので、やはり道のほうで100ベクレルというふうに決めたのであれば、やはりそれはそういう妥当な数字なのだろうというふうに理解します。

○議長（前田篤秀君） 浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） 仮にがれきを受け入れた場合、経費については国が全面的に負担をするということになっておりますけれども、その費用はどういったものの費用を負担をするということになっているのですか、担当課のほうで調べていますか、お聞きいたします。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） お答えします。

昨年の5月27日に環境省のほうから、この件につきまして出ておりまして、その中には、この処理にかかる経費のうち対象としてなるものは、労務費、解体工事費、仮設工事費、運搬費、処理処分費、借上料、自動車購入費、機械器具修繕費、燃料費、薬品費、委託料、諸経費、事務費等という項目が指定をされております。それぞれ実績に基づいて歩掛が決まっております、それを掛けて国が負担する額が決まるというふうになっております。

○議長（前田篤秀君） 浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） そしたら道には受け入れが今のところにはできないということで、報告を遠軽町はしているということで理解していいのですか。道から要請来ているはずですよ、市町村に。それは回答しなくてもいいことになっているのですか。遠軽町は

どうですかという、そういう文書で要請は来てないのですか。当然遠軽町の判断というのを回答しているということでしょう、それはないのでしょうか、それをお聞きます。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） ただいまの道からの関係につきましては、申しわけないですけれども、私どものほうには、まだそういった調査ものは来ておりません。

○議長（前田篤秀君） 浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） 新聞記事では、北海道の町村に道から要請の文書が出たような記事みたいのが出ていたのですけれども、そういうものは来ていないということですか。

（渡辺住民生活課長「はい」と呼ぶ）来てません。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 道から要請文は来ていますけれども、その受け入れるかどうかという、その意向の調査ものは来ていないということであります。

以上です。（浅水議員「はい、わかりました。」と呼ぶ）

○議長（前田篤秀君） 浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） それでは、がれきの関係はこれで終わります。

それで、2番目の姉妹都市の提携についてでありますけれども、町長は、町民の皆さんの中で、そういう盛り上がりがあれば考えていきたいということでもありますけれども、はっきり言って、町民の皆さんも遠軽の開拓の歴史、失礼ですけれども皆さん覚えているかどうかということだと思うのですね。

私もたまたま昭和32年に、役場の主事だった川尻さんがこれ編集しているのですね、今持ってきていますけれども。これをずっと読んで遠軽町の歴史について多少かじったのですけれども、今、私の世代でもわからない人、私も60歳をはるかに越えてますけれども、私の世代でもこの遠軽の歴史の開拓の礎になった皆さんのことをよくわからない方が多いのですね。こういうのはやっぱり町民の盛り上がりといっても町民の皆さんが知らなかったら盛り上がりも何もできませんよね。当然こういうことは町がやっぱり率先してそういうものを町民の皆さんに知らしめていくということが、盛り上がりをつくっていくことになっていくだろうと思うのですね。まして、東根市の先方は遠軽にそんなに自分たちの町から住民の皆さんが、ここに開拓に入ってきているということは、先方はわからないと思うのですね。こちらのほうからアプローチをとらないと、なかなかわかりにくいことだろうと思うのですね。ですから、遠軽町が率先してそういうアプローチをしていく、町民の皆さんに周知させるということが大事だというふうに思いますけれども、町長はそのような考えはなくて町民の皆さんがそういう声をうんと上げてこなかったら、こういうことについては、その盛り上がりがなければやらないということなのではないのでしょうか。町が率先して周知をしながらそういう方向に進むという考えではないということでしょうか、それをお聞きます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 結論から言いますと、町が率先してやらないということではございません。ただ、やはり逆に町だけが東根市と姉妹都市を結ぼう結ぼうという一生懸命走るのではなくて、やはりこれはおのずと町の中からもそういうことは必要だというふうに思っております。また、こういったことが判明というのでしょうか、わかったのは新聞記事などですよ、つい最近です、それも。だから、やっぱりまだ新たな話ですので、やはりこれから町としても当然遠軽町の過去の歴史のことは町民の方にいろいろなところで機会を理解をしてもらうということは、これは必要なことであると思います。それと並行してまた町の方々もいろいろどういうふうに機運が盛り上がるか、そしてまた、例えば単純にその出身地の人が多いだけではなくて、姉妹都市となればやはりお互いにどういったことで交流していくのかと、これから。そして、お互いにメリットばかりではないかもしれませんけれども、そういったこともいろいろ検討しなければならないのだらうなというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） 何十年前かわかりませんが、かつて、遠軽の夏祭りに山形の方が来て花笠音頭を踊ったことがあるのですね。私記憶あるのですね。役場の職員の皆さん覚えているかどうかわかりませんが、たしかあったはずですよ。何でそういうのが来たのかと思ったら、やっぱりそういうつながりがあって恐らく呼んだのだろーと思います。決して昔の人は、かなり先輩の方はそういうことを忘れてないのだろーと思います。東根市が人口大体4万6,000人ぐらいで、遠軽町も自衛隊の駐屯地がありますけれども、東根市も自衛隊の第6師団の所在地なのですね。そういうつながりもまたある一面ではありますし、それから姉妹提携を結ぶことによって人的な交流とか、あるいは遠軽町も今観光をメインにしてまちづくりをしていこうということもありますから、そういう人的な交流、物的な交流をどんどんできるものを広げていくということでは、こういうことも大事だというふうに思うのですね。今ある国内の合気道の植芝翁の関係での姉妹都市も、遠軽町民の皆さん覚えているかといったら、覚えていないですよ、悪いですが。これ旧白滝のつながりになってますから、遠軽地域の町民の皆さんや丸瀬布とか、生田原地域の皆さんは余りよくわからないというのが現状だと思うのですね。でも、こういうつながりをうんと通じて災害協定とか、そういうものを通じて、これ皆さん町民がわかってくることであって、やはりそういうつながりをつくって行って広めていくと。そして、将来にわたっていろいろな人的な、あるいは物的な交流を深めて、より意義あるものにしていくということが、私は大事だというふうに思いますので、ぜひ町長はまだ若くて結構パフォーマンスをやりますから、ぜひこういうことも力を注いでいただきたいと、私も少々若くもないですから、できれば私の目のあいているうちにこういう、ぜひ姉妹都市をつくっていただければ先祖の方も喜ぶのではないかと、そう思いますので、ぜひ力を入れていただきたい、これをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君）　まずは、東根市さんのことを正直余り認知もされておられませんので、先ほどの答弁のとおり、町としても遠軽町のその過去のことを住民の方にも理解していただく上で、今後時間をかけて住民の方ともいろいろ盛り上がりを見ながら、やってまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君）　浅水議員。

○17番（浅水輝彦君）　それでは、最後の学校の関係ですね、校舎の跡地の利用の関係についてお尋ねをしたいと思います。

この施設ですね、大変大きな施設でありますので、これを全部使うなんていうことになりますと、これ大変なことで、なかなか活用方法なんて見い出せないと思うのですね、残念ながら。その施設の一部でも使える、耐震性の問題もありますから、優秀な建築課の職員もおりますから、これ耐震性をうまくクリアできるようなことも考えつくと思いますけれども一部を使うとか、そういうこともやっぱり視野に入れていかないと、なかなか活用方法を見出せないのではないかなというふうに思うのですね。ぜひそういう形でも検討していただきたいと思いますし、たまたま、この間総務部長もございましたけれども、消防関係の方と旧遠小の防災のサイレンですね、あれ、検証してございましたけれども、私はすぐそばにいて余り気がつかなかったのですけれども、あの防災のサイレンが使えないと、現実としてね。場所的にはあそこが一番立地的にいいところらしいのですね。今、遠軽町も災害の防災訓練をやったり、あるいは自治会などでも防災のそういう自治会独自での活動や何かもしています。そういう意味では、防災のサイレンある施設を、いつまでもそのままに使わないで置いておくというわけにもいかないとしますし、ぜひ一部を使えばあのサイレンも新しいのを買わなければならないと思いますけれども、あの場所に設置することもできるだろうと思いますし、また、体育館も、子供たち今いろいろな形で運動盛んになっています。体育館探しが大変なのですね、あっち行ったりこっち行ったりで。あの旧遠小の体育館をぜひ利用したいという希望もありますし、そういうものにこたえてもいただきたいなというふうに思います。特に、西町にとっては、遠小の場所はあれ一等地と言っていいかわかりませんが、中心的な場所になるのですね。ですから、あそこがいつまでも、管理はしますけれども、この間も除草してきれいにしておりましたけれども、やはりいつまでもそういう無人のままにしていこうということは、余り好ましいことではないと思いますので、できるだけ一部でもいいから使える形を考えていただきたいなと。ただ、経費の財政の問題あります。2年近く使ってませんから、恐らく水回りとか、ああいうのは多分かなり改修しなければだめだとは思いますが、財源も過疎債も使えませんし、補助金も入る形にもならないと思いますので、難しい面もあるかとは思いますが、いつまでも休止の状態といいますか、そうならないようにできるだけ一部でも使えるような形を考えていただきたいなと、こう思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君）　佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） そういった形で何かいい活用方法があれば、お知らせいただいで、協議した上で使えるものなら使ってまいりたいというふうにも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○17番（浅水輝彦君） 終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上で、浅水議員の質問を終わります。

通告2番、荒井議員。

○13番（荒井範明君） ー登壇ー

私の方から、2点にわたって質問をいたします。

質問の前に、申しわけございませんけれども、2枚目の都市計画税の質問なのですけれども、字の訂正をお願いいたします。文章の上から2行目、改訂とありますけれども、これをうかんむりの定めるほうが正しいので、そちらのほうに訂正をお願いいたします。変換ミスで申しわけございませんでした。

それでは、質問をいたします。

1番目は、遠軽町の財政見通しでございます。

理事者の大きな使命の一つに、町の財政状況を見通して政策を進めていくというのは非常に大事なことだと思うのです。そんな中で、地方交付税は平成28年度から5年間で段階的に減額されます。もう町長よく御存じだと思いますけれども。

そういった中で、財政運営の中・長期的な展望の見通しをしながら、当年度の現年度の運営をしていく、次年度のための予算の準備を進めていくという状況にあります。それで、地方公共団体の財政の健全化に関しましては、遠軽町も各種財政の指標、それから数値がそれぞれ公表されております。

それで、この数年間の財政数値の推移、それを見ると、例えば基金ですけれども、合併後の平成18年度は30億1,600万円、平成24年度の予算、これ見込みですけれども、基金の残高が49億5,300万円となっております。平成18年度当時は、町長はたしか財政課長というポストにあったと思いますけれども、この辺の推移はよく御存じだと思います。

一方、町の借金、町債を見ると、平成18年度355億4,400万円、平成24年度見込みですけれども276億6,400万円ということになります。この推移を見ると遠軽町の財政もだんだんだんだんよくなっているのかなという印象を受けます、正直ですね。

一方、安全安心のための大型事業も控えております。また、公営企業などにおいても大きな懸念材料があります。今後の財政運営について、将来負担比率の変化等々をも含めてどのように見通しているのか、まずお伺いいたします。先ほど上げた数字は、いずれも概算の数字でございますので、細かいところは省いております。

それから、2番目です。

都市計画税は廃止すべきという観点から質問をいたします。

《平成24年6月13日》

まず、この都市計画税ですけれども、はるか昔は別といたしまして、１９５６年に目的税として復活しております。１９７８年に税率が、当初は０．２％でしたけれどもそれが０．３％に改定されました。１９７１年から、原則として市街化区域だけに課することとされております。

地方税法の条文では、課することができるとなっておりますので、当然課さないという選択もあるわけです。都市計画税を納付している住民、遠軽地域の主に中心部に住んでいる人たちが不動産を所有している人は、税金を負担している人は下水道の恩恵を受けるのだと、そういうことを楽しみに負担をしていたわけです。ところが、いまだに実現していない地区があります。しかし、ほかの地域、例を挙げれば、丸瀬布、白滝の地域ですけれども、一部の住民は都市計画税を負担しなくても下水道の恩恵にあずかっているという現象があります。

合併後、旧４町村の一体感の醸成を言うのであれば、この際、不公平感の否めない都市計画税は廃止すべきなのです。財源が１億なにがしありますから、予定の財源ですね、都市計画税の。この廃止は財政健全化に背馳するのではないかという考え方は出るやもしれませんが、そうではなくて、これは全く次元の違う問題というふうにとらえています。そこで、速やかに都市計画税は廃止をすべきということが、私の質問の趣旨です。よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

荒井議員の質問の１点目の町財政の見通しについてお答えいたします。

本町の財政運営については町村合併から今日まで、厳しい社会経済情勢の変化に対応しつつ、持続可能な自治体経営の確立に向けた努力を行ってきました。この間、行政改革を初めさまざまな取り組みに加え、国の経済対策などの追い風も加わり、ここ数年来はようやく合併による効果が目に見えた形となってあらわれ、基金も徐々に積み立てが可能となってきました。

一方の公債残高につきましては、減少しているとはいえ２７６億円もの債務を抱えており、公債の種類により同一には論ぜられませんが、今後とも公債残高には留意しながら財政運営をする必要があります。

今後の財政運営の見通しでございますが、歳入面では長引く景気低迷により、国、地方を通じた税収の見込みが極めて不透明なものとなっている一方、歳出面では現時点で判明しているさまざまな課題を的確に把握し、今、できることに着実に取り組みながら、中・長期的な視点に立った財政の健全化を行い、足腰の強い財政構造を目指していく必要があります。さらに将来における財政の硬直化を避け、財政の健全化を高めていく必要から、将来負担比率などの各種財政指標に留意をしつつ、今後とも引き続き節度ある財政運営を維持し、財政の健全化に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、二つ目の都市計画税は廃止すべきとの御質問にお答えいたします。

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や、土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業などの費用に充てるため、土地計画区域内の土地建物に課税することができる目的税として、昭和31年に創設されたものであります。

本町における都市計画税は昭和36年に制定しております。当時の税率は制限税率である0.2%を採用しており、その後昭和53年の地方税法の改正で制限税率が0.3%に引き上げられたとき、本町においても都市計画事業の財政需要が膨大になってきているとして、0.3%に引き上げ現在に至っております。

これまで都市計画事業として実施してきましたのは、公共下水道のほかには街路事業や公園整備など、多くの事業を行ってきており、都市環境の向上、あるいは都市緑化の推進に努めてきております。都市計画税はこれら事業の財源の一部として、また、起債の償還金として充当しております。

遠軽地域の下水道につきましては、まだまだ未整備のところがございます。議員からお話のありました下水道の恩恵を受けることを楽しみにしている住民のためにも、少しでも早く整備すべきと考えているところであります。

本年度実施します環境整備は、いずれも遠軽地域における工事であり、今後も長期的な整備が計画されております。さらにはこの先、都市計画街路事業も計画されていることから、都市計画税は不可欠であり、これら事業を進めていく上での貴重な財源と考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 再質問いたします。

まず最初に、財政の問題ですけれども、私が用意した再質問ですね、震災前の二、三年ですね、時の政府のばらまき予算とか、そういった批判があったのですけれども、町長うまいこと言いましたね、国の経済対策と言えば聞こえがいいですね。これで思いやり予算ですとか、光の当たる交付金、こういったものが配られたわけですね。それらは自治体の財政にはそれなりの効果がありました、当町も効果はありました。しかし、昨年の震災以後、国の経済状況もありますから事態は一変したのですよ。それで以前のような光の当たる交付金だとかという、そういったたぐいはもう一切ないというふうに私は考えております。その辺の考え方については、認識はいかがでしょうか、私と同じでしょうか、それとも、いやいやまだまだ、多少そういうばらまきがあるかもしれませんよということなのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） そういった交付金は、もう既に今年度ございません。ばらまきと私はさっきも申し上げておりませんが、町の財政にもそれは効果もありましたし、ひいては当然それは歳出面で町の中に流れて、町に経済的効果を及ぼし住民のそれは生活も

潤っているのだろうというふうに理解しております。

今後につきまして、どのような景気対策があるかは、それは私どもではわかりませんが、やはり厳しい中でも恐らく国は経済の状況を見ながら、必要であれば、そういうふうな経済対策は当然打ってくることもあるのだろうと思います。ただいつあるとか、そういうことは今のところ理解できないところであります。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 質問の通告書ですね、基金や町債の推移を触れましたけれども、安全で安心な生活のためのインフラ整備、それは相当な財政負担が出てくるのです。例えば、ごみの焼却施設、それから老人福祉施設の建設等々ですね、財政にもたらす影響というのは非常に大きいと思うのですけれども、町長は、できることを着実に足腰を強くというふうに言っておりますけれども、こういった財政の大きな負担を目前にして、これから財政運営の影響、特に重点的にこういうことに気をつけて運営したいのだというのであれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 重点的に運営していくというのは、先ほど1回目の答弁で申しましたけれども、やはりそれは中・長期的に持続して町の経営ができるということだろうと思います。やはり合併前には私たちは相当厳しい財政状況に追い込まれたわけでありす。その大きな原因としては、一時ありました交付税の大幅削減というのは、非常に効いておりますけれども、そういったことを含めながらも、合併して、今財政状況は相当ある程度よくなってはきておりますが、またもとに戻るようなことのないように注意しながらやっていく。しかし、銀行ではありませんので、お金をいっぱいため込むのが私たちの仕事ではございません。そういった中で、やるべきことはやっていくということでありす。

また、そのごみの事業とか、福祉施設とか、大型の事業についてですけれども、特にごみなどは、やはりこれは今もいろいろ財源のどういうものがあるかというあたりはいろいろ動いておりますけれども、極端なことを言えば、有利な財源がなくてもごみはやらなければいけません。そういったことをやはり十分頭に据えながら財政運営をしていくし、今もそういった状況で進めているということになっていると思います。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） そのとおりですね、町長のおっしゃっているとおりだと思いますけれども、一方で、安全と安心のためのやるべきことというのが必要なのですけれども、そこで、公営企業の決算資料がぼつぼつ出てきておりますけれども、昨年の決算の数字で結構ですけれども、昨年の決算の資料から見て、公営企業の大きな懸念材料、これも場合によっては財政に大きく影響する場合がありますので、公営企業の懸念材料というのはどの辺をとらえておりますか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 公営企業については、水道、下水道ございますけれども、そういったものの施設設備の老朽化に伴う改築ですとか更新、これは出てくるものでありまして、こういったものに事業費が多く出ていくのかなというふうに思っております。そういった施設の老朽化等につきましては、環境などについても、やはりこれはもう恐らくエンドレスでやっていくことになるというふうに認識しております。例えば、これが一般会計でも小学校とか学校もありますけれども、これも大規模改修でやっていっているわけです、一応15年スパンという大まかな目安はあります。それ以上もてばいいのですけれども、結局一周してきたら、またすぐもとの学校を改修するみたいな、そういったことで、これは昔からそうだと思いますけれども、そういうのが続いていくのだろうなというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 公営企業の運営も財政にとっては非常に大きな問題なので、今町長おっしゃったように、有形固定資産の投資金額から減価償却費の積み立てを見ると、構築物、建物ですね、それから機械設備、それから車両運搬具、これらほとんどもう満度に近い状況で積み立てております。ということは、減価償却費を引き上げております。ということは、ほとんどの設備は老朽化している、もうきょう明日にでも、例えば水道管なども破裂してもおかしくない状況にあります。人間の体でいえばもう成人病の真っ直中、そういう感じですね。それで、例えば水道管の総延長は200キロ超えていますけれども、布設がえは1.何キロか2キロ足らずです。ということは前提としては水道管の耐用年数は100年以上、場合によっては150年もあるという前提になって一生懸命やっているのです。ですから、こういうことを考えると、財政的な余裕は、全体ですよ、遠軽町の財政的な余裕はないということになるのですよ。

そこで、さらにもう少し質問をいたしますけれども、扶助費を見ると、平成18年度6億2,634万円、平成24年度見込み9億1,625万円、率にすると単純な比較ですが、146%超えている。これもこれからますますふえます。そういったときに、本当に安心して生活できるための財政指数は必要ですが、余り安全安心に直接影響のない大型の投資というのは控えるべきだというふうに私は思いますけれども、町長の現在の考え方はいかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 質問は安全安心の大型事業は控えるべきということでございますけれども、今そうおっしゃいましたよね、（発言する者あり）失礼しました、つながらないのはですね。それは安全安心につながるかつつながらないかは別としまして、必要であればやらなければいけないと思います。それは町の経済対策もそうかもしれません。地方自治体でやれる経済対策というのは限界ありますけれども、そういうものはその都度やはり皆さん方と協議して今までやってきましたし、これからもそうだというふうに思ってお

ります。

それと、扶助費の関係などおっしゃられましたが、やはりこういったことは高齢化などに伴ってふえてきております。これはもう別にここ数年ではありません、ずっとですね。そういったもののためにやはり、今まさに国で消費税の議論がされているのだというふうには私は理解しております。そういった中で、消費税が今ですと1%ですと、2兆円ぐらいで、そういったものの消費税の29.5%は交付税という形です。消費税5%上がれば1%は地方消費税であります。そういったものを含めると、仮に消費税が上がればうちの町で粗々の試算でいけば3億七、八千万円ふえるという計算もあります。ただし、今度出ていくものにも消費税がかかります。

簡単に言えば、そういったことも考えながら財政運営をしていって、いかなければならないというふうに思っておりますが、これは余りに長期の話ですと、どこまでの財政計画なり財政推計をつくっていくのかという話になると、これはいろいろ議論が分かれるところですけども、今後財政の推計というのは出していくという形の中で、特に今ごみの焼却炉のところに大きな財政需要があるわけです。ここがある程度確定するなり、見込んだ数字でやはり入れて、その推計をつくって今後の将来のまちづくりに計画性を持ってやっていこうというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 安全安心のための予算の使い方はいいですよ、建設もですよ。不要不急そういったものについては気をつけなさいというのが私の考えですから、その辺は誤解のないようにしてくださいね。よろしいですか。

今、公営企業や扶助費の話をしましたけれども、なぜそんな質問をするのかというと、私の質問の論点は、平成20年の年に配られた遠軽町の財政計画にのっとっているのですよ、考え方はですよ。それで平成28年度までの計画にのってましたから、それについて質問してます。それで、100年後の遠軽町の財政を心配する必要はありませんけれども、平成28年その後ちょっとぐらいのことは頭の中に入れて現在をやらなければだめだというふうに言ってます。それで、先ほど町長も、町の将来を見据えてというふうにおっしゃってましたけれども、そういった中で、不要不急のものはちょっと遠慮をしようということなのです、よろしいですか。それで、遠軽町の今後の全体的な財政運営はまだまだ厳しいものがありますし、何が出てくるかわかりません。

そういったところに、6月1日に遠軽町が発行した広報、それには仮称ですけども、文化センター等の建設に関する検討状況というのが広報に載ってました。それには場所の問題ですとか、何とかいろいろありまして、文化センター建設のメリット、デメリットも載ってございましたけれども、私は、それより以前に財政問題があるというふうに思ってます。検討の記事の中に、たしかごみの関連施設、それから老人福祉建設等々があって浮上してきたので、財政問題が云々というふうにありましたけれども、文化センター等を考える会をつくる以前に、ごみの問題、ここの場で指摘しましたけれども、それから老人福祉

施設の問題、それから公営企業の問題というのも、その都度その都度指摘しておりますので、今さらながら文化センター建設云々について、財政問題があるというふうなとらえ方ですけれども、それはちょっと違うのではないかと、財政問題は文化センター建設費について財政の考え方が甘かったのではないのかなというふうに思いますよ。ですから、先ほどから言っているのは、生活のために安全で安心して暮らせるための支出は当然です。そうでなければ不急ですね、急がない財政の支出は控えたほうがいいということです。そういったことを私は考えているのですけれども、俗にない袖は振れないと言いますから、財政が厳しいのに文化センター云々というのは、ちょっとどうかなというふうに思います。どうかなというよりは、今後凍結したほうがいいと、財政上の問題ありますから、いたずらに結論を先延ばしして、合併特例債の期限が延びそうだから、延びたから、もう少し結論を先に延ばすというふうな見果てぬ夢を続けさせないほうが、私は町民にとってはいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 文化センター等と福祉センターについて、私は公約で建設の是非について検討しますということで進めているわけです。建設の是非を含めてです。建てるとは言っていないわけです。そして、そういったものを踏まえて町民の方々がぜひ意見を言いたいと、今までは役所とこの議会で、これは正式の場だからこしか最後ないのですが、そういうのではなくて、いろいろ話に入りたいということもありましたから、考える会をつくって私は町長に就任してから、そういう形で進めていただいたわけです。

そして、ごみのお話とこの今の福祉センター、文化センター等の話が逆になってとらえられているなど僕は受けましたが、先に考える会の人たちはつくって動いていたのです。そして、その後にごみの問題が出たのです。ごみの焼却炉とかの改築について私の公約にもありません。ですが、先ほど来の質問に答弁してますが、それこそまさに不要不急ですよ、ごみの焼却炉は。これは財源が補助金つこうがつくまいが、やらなければいけません。ですから、それを急遽今進めているわけです。そして、考える会の人も結論が出てますから、それでごみのほうが入りました。だからごみの数字をこれから見ながらやっていくということは、これは当たり前のことだというふうに思っております。

ただ、それはそれとして、両方ですね、ごみのほうもすぐ数字が出てくれば、これはまた福祉センター、文化センターのほうも入らなければいけないわけです。そういったことで、住民の方も関心を持っているわけですから、それは反対の人も賛成の人もいます。しかし、そういった意味で大きな問題ですから広報に現在の状況を出したということでございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 私の質問の仕方が悪いと思うのですが、多少ずれてきましたよね、私の考えと町長の答弁と。私、財政の見通しで、これから気をつけて運営してくれという趣旨なのです。それで、我々が生活するために安全で安心な生活のためにイン

フラ整備公営企業とか、老人福祉の問題とか、そういったものが財政的に圧迫するので、余り安全と安心に関係のないものはちょっとおいておきましょうというのが、私の考えです。ですから、ごみの問題以前に町長の公約では、福祉センター等の建設問題があったと言いますけれども、ごみの焼却施設の問題は何年か前からここで議論しているのですよね、町長の公約云々以前に。ですから、文化センター等の建設、文化センターだけではないのですよ、福祉センターもあるのですよというふうに言っている、そのとおりでと思うのですけれども、それ以前に安全と安心のための財政運営をきちっとしなければだめだというのが、私の論点です。いたずらに文化センターなどをつけて、ちょっと膨らませて、焦点をぼやけさせて、それで結論を先延ばしする。可能性があるのだけれども、財政的にはちょっと苦しいのだ、もうちょっと待ってねみたい、どんどん結論を先延ばしするものではないというのが私の考えです。文化センターというのははっきり凍結とか、考え方そのものを凍結というふうに言ったほうが、私は親切だというふうに思っています。それよりか、今やることがあるのですよというごみの焼却施設、老人の福祉の施設、それから下水や水道は直接目に見えないところにあるのですよ。土の中に埋まっていますね。ことしの3月に福路で下水道管の破損事故がありましたけれども、これだって、いわば年数がたった経年劣化といいますか、そういったのが原因なのです。遠軽町全域、遠軽地区とか、丸瀬布とか生田原ではなくて、遠軽町全域でそういうところがたくさんあるのです。ですから、そういうために財政をいつ出すかわからないから、財政運営を気をつけましょうという話ですから、そういうときに文化センターなどなんていう時期では、今はないというのが私の考えなのです、よろしいですか。住民が安心して安全な生活を送れるように考えるのは理事者ですから、その後押しをするのが職員の皆さん、我々議員はさまざま提案をして、行政の仕事をチェックするというのが我々の仕事ですから。

そして、遠軽町のまちづくり自治基本条例を思い出してもらおうと、住民と行政と議会と両方共有してとあるのですよ。ですから、遠軽町の財政をきちっとこういうふうな運営をしていきますと、将来こうなりますと、ことしの予算だけでなくですよ。ちょっとした何年か先のことも、こういう予定ですよ、こういう懸念がありますということ、きちっと説明をして、財政運営の見通しを町民にお知らせするというのが大事なことだと思うのですけれども、そういったことで、本当に財政の運営について文化センター建設などというのは、はっきりさせたほうがいいというふうに私は思いますけれども、最後に町長の考え方をお聞かせください。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員、それ通告に入っていないから。（荒井議員「したら、質問変えますか。と呼ぶ」）（佐々木町長「いや、いいです、答えます。」と呼ぶ） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 福祉センターの改築、文化センターの建設については、これは、これから議論される話だというふうに理解しております。そして、財政の推計についても、今、これからつくっておりますということを申し上げておりました、先ほど私ね、

申し上げました。そして、もう1点は、将来の財政を見ながら、当然やっているのは、それは考えているのは荒井議員もそうでしょうけれども、私はそれは一番考えながらやっているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 2番目の都市計画税ですね。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員、ちょっと暫時休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） それでは、2番目の都市計画税は廃止すべきだという観点の質問に移ります。

ちょっと都市計画税についてというか、目的税について調べてみました。総務省の税務局は目的税についてこのように書いております。行政サービスの中には、その便益が特定の集団に偏るものがある。そのサービスを楽しむ者に特別利益を与えるので、税負担の不公平性を来すおそれがあるので、目的税を設置したというくだりがあります。これについては理事者の考えはこのとおりだと思いますか、それとも別の考えでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 目的税については、そのとおりでよろしいかと思います。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） それであれば、便益や特定の集団に偏るからというのであれば、都市計画税を負担せずに下水道の恩恵を受けてる人はどういうことになるかということです。逆に、下水道使用料を負担している、なおかつ都市計画税も負担している。一方では下水道を利用して、使用料を払っている。しかし、都市計画税を負担していないということは、逆に言えば不公平というふうになりませんか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木光男君） 都市計画税というのは、長期にわたって実施していくものでございます。ですから、早く工事の終わったところはどうしても早く使える。そして、遅いところでは何十年先になって、やっと使えるというのが当然行ってくるものかと思えます。

一方、都市計画税というのは区域を設定しまして、一斉に課税をするものでございます。事業の進捗状況とか、下水道が利用できるできないということによって課税をされるわけではないので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） そういう考え方もあるでしょう。しかし、合併以前の遠軽町民は都市計画税ができて、将来あなたの地域にも下水道が入りますと。下水の恩恵を受けられますと。ですから将来を見越して都市計画税の負担をお願いしますと言われて、それではというので納付し出しました。そのまま遠軽町がどんどんどんどん発展していけば、やがてその地区の人にも下水道の恩恵が与えられることになります。ところが、合併しました。町は収縮しています、縮んでいるのですよね。ところがよその地域、丸瀬布や白滝では下水の恩恵を受けてる。我々はどうなのかという不満は当然出ますよね。

例えば、豊里の260番地の11、この土地は国道に面しておりますけれども、下水が入っておりません。何かに使おうと思ったら、それなりの設備が必要なのです。不公平だという、そういう認識にはならないでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木光男君） 下水道の関係になりますけれども、事業がスタートして、そして終わるまでというのは何十年間のパターンでございます。ですから、先ほども申し上げましたけれども、最後に行き着くまでには何十年間も都市計画税を払っているという方も実際にいらっしゃいます。それはやむを得ないことではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） それでは、都市計画税の対象にならない地域で下水道を使用している人は、どういうことになりますか。それはそれでよしとされますか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木光男君） 御存じのように、都市計画税の使途というものは下水道だけではございません。街路もあれば公園もございます。この先、街路事業というものも計画されてございます。ですから、下水道だけの部分を見て議論し、廃止すべきとかそういう議論にはならないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 課長が思っているのかもしれませんが、議論にはならないのではないかと考えているという答弁ですけれども、私は十分議論になると思って質問しています。

それから、不公平税制ですから、速やかに廃止すべきだというのが私の論点です。それで、地方自治法によりますと、合併の特例に関する法律、この第10条に、遠軽町もそうでしたけれども、合併のときのさまざまな行政の仕組み、例えば当時の遠軽町でいえば、都市計画税がありました。よその3町村にはありませんでした。合併時はそのまま受け継ぎますと。それで、その不公平税制は合併が行われた日の属する年度及びこれに続く、当

時は3年間でしたが、今は5年度に限り認めるという文言があります。地方自治法ですね。ということは、5年間黙って取ってもらってもいいですよということではなくて、その間に不公平感を一掃しなさいという条文なのです。そういうふうに理解できませんか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木光男君） ただいま言われましたのは、合併時における不均一課税のことかと思えますけれども、（荒井議員「そうですよ」と呼ぶ）合併時から5年間というのは、合併した町村を同一の利率にすることが逆に公平感を欠くという場合に用いられるものでございます。

本町の場合は、合併時に遠軽町の例によるということで決めてございます。ですから、5年以内に、5年後に見直すとか、そういうことは特に規定をしてございません。ですから、決して合併から今までたっても業務を怠っているとか、そういうことではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 課長は思っているのですよね。私は不公平だと思っているのです。実際に片方では、同じ下水を使って下水道を利用して、片方では都市計画税を負担している、片方は負担してない。これなら全部にかけるかいつそ都市計画税はやめるか、どちらかだというふうに私は思うのです。ですから、質問しているのです。いかがですか、この点については。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 先ほど税務課長が答弁しましたけれども、下水道事業にはそのお金が充当されているのです。決算統計という中でそれが充当されていて、実質公債費率だとかに下げるカウントになっているのです。だから、今の都市計画税が今までやった下水道に遠軽地域のに使われているということは、まず一つ御理解を願いたいと思います。

それと、この議論のポイントは、やっぱりもう一つはこれからまだ、荒井議員さっきどこかやってないところあるとおっしゃってましたけれども、これからまだ下水やっていくのですよね。そして、やったらまた下水の償還期間が長いのですから、そこにそのお金を払っていかなければいけない、そういうことが一つあります。

それともう一つは、丸瀬布、白滝については合併前からもうそれぞれの町村で事業を進めてきておりまして、合併時には大半の環境整備が終わっております。そういったこと

がありまして、確かに償還も残っております。今は施設の維持管理が主な業務になっております。そして、遠軽町では下水道を整備している、使用している戸数、これ約6,900戸ありまして、遠軽地域が87%、そして丸瀬布、白滝が13%です。確かに丸瀬布、白滝地域には都市計画税、課税されておられませんけれども、13%が課税されていないから遠軽地区の87%はどうかなというのは、これ議論はわかります。荒井議員は要らないという議論ですけれども、こういった問題もあります。

それともう一つは、合併後5年というお話もございましたけれども、合併の地域審議会においては10年という期間がございます。これはその中で合併時に決めた建設計画等を十分にそこで守られているか、また、その地域地域がどうなっているかということを見守っていくというか、検討していく審議会、これは合併特例法の中で、私どもはそれを選択してやったわけです。

そういった中で、確かに何年後にいろいろ議論。議論というのは財源についてはそれはいつ議論しても構わないと思います。ただ、やはり荒井議員の当初の質問にもございますが、一体感の醸成というふうに質問されておりますが、私は逆に、そういった合併後のことも考えたら、やはりまだしばらくこういった議論は議論であるとして、もうしばらくの後でもいいのではないのかなというふうにも考えるところでございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 遠軽地区の下水道事業が拡大するかもしれないとおっしゃいますけれども、今人口が少しずつ減って町が縮んでる、コンパクトシティが必要だと言っているときに、では、遠軽地区で豊里から学田まで遠軽地区の下水道って拡大する予定ってありますか。残念ながら費用対効果を考えると非常に難しいと思いますよ。それともこの都市計画税を払っている地域の一覧表出ていますけれども、下水道はこの延びるという可能性は何年後にここまで延びますという予定ありますか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私、下水道の区域がさっき拡大するとは申し上げておりません。下水道の事業です、工事等がこれはまだ残っているということを申し上げたところでございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） それでは、ちょっと観点変えますけれども、この都市計画税の課税標準というのですね。これは固定資産税の課税標準となるべき価格により課するものとされ、その徴収も固定資産税とあわせて行われている。私もこの間、5月31日直前に固定資産税プラス都市計画税納付しましたけれども、そうしてくると、これは単に取りやすいところから、つくったときはどうかわかりませんが、現在は取りやすいところから納付してもらうという固定資産税プラス、それに上乗せの課税という考え方になっていませんか、どうでしょう。

○議長（前田篤秀君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木光男君） 形的にどうしてもこういうふうになっている以上は、そのようにとられる方もいらっしゃるかと思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 遠軽町でこの都市計画税をつくったときはわかりませんが、現在では約1億円の税収がありますけれども、安易にもらえるところからもらうのだという考え方になっている気がしてなりません。この際は、考え方を改めて、むしろ都市計画税を廃止する方向で検討に入ったほうがいいと思います。先ほどちょっと番外で発言しましたがけれども、合併を機に日本全国で都市計画税を廃止しているところはたくさんあります。それから一時的に休んでいる休止というところもあります。西東京市、こういう大都会でも税率を縮小しています。将来的にはやめていこうという方向だというふうに聞いております。新潟県の村上市の例が遠軽町にとっては非常に参考になると思います。もう3年もしたら本当の大都会は別として、地方では都市計画税という概念はなくなるというふうに私は判断しております。そういったときに、町長、早くやれよとか、議会は何やっていたのだと言われる前に、そういう廃止の道筋をつけたほうが、さすが町長というふうになりますよ。住民のためを思って遠軽町のためを思ってやるなら、この約1億円の都市計画税はもう廃止、あきらめるということで検討したほうがいいと思います。いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ほかの自治体の事情はさまざまだと思います。私の知っている限りでは下水道事業が終了して、ほとんどもう終わっておったりというところもあると思います。全国のパーセンテージからいけば、やはり全国では62%が都市計画を持っているところで課税しているということでございます。その中で先ほど来申しました下水道の事業がもう完了しているとか、そういったところはやめていくところも、なかなかそれは理解できるかなというふうにも思います。それが1点でございます。いろいろこれから検討するに当たってもですね。

そして、もう一度繰り返しになりますけれども、やはり合併したときのことがございます。本来であれば、それは合併したときにもう完全に決めておけばよかったのかもしれませんが、決まっていなかったわけです。ですから、そういったことで今ここで私が、確かに選挙のことを考えていただきましてありがたいですけれども、今、ここでこの税をやめますということも言えません。税というのは、やはり町の根幹でもございます。そして、この都市計画税というのは基準財政収入額には入ってこないということで、これがなくなっても交付税で補てんされるというものではないということでございまして、この1億円は非常にほかの1億円と比べても大きな1億円ということもございまして、荒井議員の1番目の質問にもありましたけれども、財政計画なり財政運営にも大きく影響を及ぼすものでございまして、今のところ、この場で、きれいにやめますということも私とし

ては言えないということでございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 遠軽町の予算が約140億円ですね。そのうち税収を見れば、都市計画税は1億円ですから、全体の一般会計の予算の140億円から見れば0.7%ですから、これは行革で十分吸収できる数字です。人件費見ればそうですよね。18年当時は30億円あったのです、人件費。24年度は幾らですか、3月の予算でやりましたね、24億円ですよ。1億円ぐらいは吸収できるのですよ。財政の健全化とは1億円ぐらいますから吸収できますよ。何年かして、二、三年して、遠軽町都市計画税まだやめないのかと言われるよりは、後ろ指さされるよりは、今から道筋を立てたほうがずっといいというふうに言ってます。これをぜひ町長に理解してほしいですね。担当者に、最初にそういう方向を見据えて、明日に廃止しなさいと言ってませんから、廃止を見据えて検討するように、今指示を出していただいたほうが、さすがということになります。お願いいたします、どうですか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 税というものは、やはり非常に重要なものです。これが140億円分の1億円であっても、税というものは確かに、荒井議員のお考えは今回の議会で初めて伺いまして十分に承知いたしました。しかし、この場でとんと、この税について私がやめる方向で行きますということとは言えないということです、御理解願いたいと思います。

また、大事なのはやはり一体感ということも荒井議員も質問に書いてございますけれども、そういったこともございます。これも何度も繰り返しになりますけれども、やはり私たち合併して大きいところ、小さいところ、あったのです。旧遠軽町だけがうちの合併では極端に大きいです、地域も人口も。しかし、それを皆さん承知の上で合併して、今新しいまちづくりに進んでいるわけでございます。そこで、やはりこれからまだ合併して10年たっていない、そういう中で、まだまだ一体感というのをこれからつくっていかねばいけないということもあります。これはお互いの地域が、やはりお互いを理解しながらやっていくということが必要であります。ですから、こういう都市計画税の議論のみならず、多くのことがやはりそういったことに、まだまだ配慮しながらやっていかなければいけないのかなというふうに思っております。

例えば、国と地方の関係、私ども今非常に地方は都会の中心部と格差が出てきているというふうに私どもは考えております。ですから、我々は都会だけでなく大きいところだけではなくて、我々のような小さい自治体にもしっかりと配慮をしてくださいよということを、これは言い続けているわけです。こういったことで、では自分の町に当てはめたらどうかということもあろうかと思います。そういったことを踏まえての答弁でございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 町長のお言葉ですけれども、この都市計画税0.3%は制限税率ですよ。これについては確たる根拠ってないのですよ、国で決めてはいますけれども。これはやがて公営企業の買入れ資本金という概念と同じように、今やり玉に挙がりますよ。ですから、私さっき言ったのは、全国的に少しずつ少しずつですよ、廃止しているところあるというのはそこなのです。大きな町で合併した後、インテリ層が多い町から廃止になってますから。大学教授が多いとか、弁護士が多いとか、そういう地域から廃止になっています。ですから、あの西東京市でさえも税率が縮小してきています。将来的にやめようという動きですよ。遠軽町民がまだこの片方で都市計画税払って、片方で払っていないという、そういうギャップに気がついてない町民が多いのですよ。ですから、まだ騒ぎになってませんけれども、やがて、二、三年後には全国的な流れになりますよ。せめて今すぐ結論出さなくても、この都市計画税については二、三年かけて、あり方について検討しましょうかぐらいの、そういう内部の人にどの課がいいか、どの部がいいかはわかりませんが、理事者として都市計画税について中身についてもう少し勉強しようというつもりはありませんか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 今、荒井議員の御質問がさっきから私が答弁していることとイコールだと思いますけれども、私はさっきから合併10年というのを言っているわけです。これは合併特例法の中であるものでございます、合併審議会もそうですね。そういった形で御答弁申し上げているのでございまして、それともう一つは、今、この場でさっきから税というのはやはり非常に大事なものですから、廃止しますよと、廃止に向けての検討をしますよということは、私は申し上げれないと申し上げておりましたけれども、今、荒井議員がおっしゃったように、これから二、三年でしょうか、そういった中で、そういったものを勉強していくということは、これは私も全く問題はないのかなというふうに思っております。

以上です。

○13番（荒井範明君） 終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上で、荒井議員の質問を終わります。

午後1時まで、暫時休憩します。

午前11時59分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

通告3番、岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ー登壇ー

通告に従って、私は、小中学校用放射線副読本について伺いたと思います。

昨年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、文部科学省が昨年10

月に改めて作成した放射線副読本は、小・中・高の児童生徒を対象に配布されています。

小学生用は放射線について考えてみよう、中学生用は知ることから始めよう放射線のいろいろという冊子になっています。

この冊子のはじめにの文に福島原発事故が冊子発行の理由としていながら、本文の説明には、原発事故による放射線の危険性について何も述べられていません。

また、原子力発電所が出す使用済み核燃料や震災による放射性物質を含んだがれき処理の問題にも一言も触れておりません。

むしろ、この副読本は、原発以外の医療関係等における放射線の利用を肯定的にとらえるという姿勢に貫かれています。

小学生用の放射性物質の変化の項では、放射線の種類も特定せずに、1カ月で半分、2カ月で4分の1、3カ月で8分の1になるなどと子供たちに誤解を与えかねない内容もあります。

このような内容の副読本についてどのように受けとめているのでしょうか。子供たちに指導する内容としては、問題のあるこの副読本は回収すべきだと考えますが、教育委員会の見解を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

岩澤議員御質問の小中学校用放射線副読本についてお答えいたします。

今回配布されました放射線副読本につきましては、ことし3月に文部科学省が北海道教育委員会を通じ遠軽町教育委員会に、町内各学校の副読本配布希望数取りまとめ依頼があったものであり、副読本の配布に当たりましては、文部科学省から直接各学校に配布されたものであります。

この副読本は、文部科学省の放射線等に関する副読本作成委員会が著作編集したものであり、昨年3月の東京電力福島第一原子力発電所での事故を受けて作成されたものであります。事故以来、教育現場におきましても、放射線への関心や放射線による人体への影響などの不安も考えられることから、この副読本には小中学生向けの内容で、放射線の基礎知識、放射線による人体への影響、事故が起きたときの心構え、さらには、暮らしや産業などの各分野で利用されている放射線について解説、説明などが掲載されております。

この副読本の各学校での使用に当たりましては、各学校にゆだねており、議員御質問の副読本の回収につきましては、教育委員会としては考えておりませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 今答弁で、使用については学校にゆだねているから回収しないということでしたけれども、学校に直接送られているというお話でしたけれども、町内の小

中学校では何校に送られているのでしょうか、希望調査の結果ですね、それを把握しているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 町内の学校につきましては、全学校に配布されております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 直接送られたということは、教育委員会を通してない。教育委員会としては内容を確認してないということでしょうか、この副読本の内容ですね。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 直接送られましたけれども、予備として教育委員会にも送られてきておりますので、内容は確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 3月の道議会で日本共産党の真下道議の質問に対して、道教育委員会は、一人一人への配布は各市町村教育委員会と学校が判断すべきものだというふうに答えておまして、道教委としては強制しないということを示していますけれども、この見解については御存じだったのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お答えいたします。

道教委は、道議会においてそのような答弁をされたことは事後に知らされております。学校現場におけるこの種の副読本をどう使うか、あるいは使わないかということについての判断でありますけれども、基本的には各学校の教育活動はその年度当初に作成する教育課程に基づいて実施されるわけでありまして、その教育課程に盛り込まれた学習活動を展開する上で、例えば、授業の中で使える、あるいは使う必要があるとそれぞれの担当教師が判断したときには、それらを解釈し、研究し、そして担当している子供たちの状況にあわせて使用する。これが通常のケースでありまして、その使い方や内容について、私ども教育委員会があればこれ指示をしたり、あるいは指導をしたりということは原則的にはあり得ないことだと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 今の教育長の見解は全く同感です。正しいと思います、学校での指導の内容について、教育委員会があればこれするということはある程度あり得ないということは、そのとおりだと思うのですが、この副読本に関して言えば、今のお話では全部の学校に入っているということですので、私としては、やっぱり問題があるのではないかなというふうに思うのです。最初に挙げた点、例えば原発事故における放射線の危険性だとか、そ

れからがれき処理の問題だとか、放射線は時間がたつと薄くなるということではなくて、放射線は時間がたつても、なかなか減らないと、その影響が残るのだというような点について、非常に問題があるだろうというふうに思うのですが、この副読本についてはそういうことが書かれてないのですね。そのほかにも私としては、ちょっと見過ごすことができない問題が多々あるのですが、その一つ、二つ挙げますが、例えば、副読本の教師用では、放射線から身を守るにはという小学生用の副読本なのですが、事故に関する指導上の留意点として、しばらくたつと放射性物質が地面に落下することからマスクをするなど、それまでの対策はとらなくてもよくなることを理解させるとあるのですね。子供の学習ポイントには、事故後しばらくたつと、それまでの対策を取り続けなくてもよくなることを学ぶとあります、この副読本の中に、御存じかと思うのですが。

これは私は大変な過ちで、被災地では現在でもその後の対策に、どこの町でも大変な苦勞をしているわけですよ。1年以上過ぎてもいまだに帰ることができないと、そういう状況にあるわけですね。対策をとらなくてもいいということにはならないと思うのです。その後の対策はどう教えたらいいのか、これはきっと先生方も困るはずですよ。道教委でさえ落下した後の対策について記述がないことから、教員が戸惑うことも予想される。国の指導・助言を得ながら対応すると道議会で答弁しているのです。教育長、学校で教える内容としては、問題があると思いませんか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 問題があるかないかということについては、この場では論評を控えさせていただきたいと思いますが、この副読本の読み取りに関して申し上げますと、必ずしも岩澤議員の読み取りと私の読み取りは同じではないような気がいたします。と申しますのは、例えば、小学生用の副読本の中に記載されている半減期に関しての記述は具体的にはありません。一つの例として、放射線の強さが半分になる期間、さらにその半分になる期間についてのモデルを取り上げての説明になっているわけですね。

議員御承知のとおり、この放射性物質、あるいは放射線は、個々で随分差異があります。例えば、二、三例を挙げますと、ヨウ素138の半減期は8日間です。ところがトリウム232にあつては、半減期は何と141億年、これくらい大きな違いといたしますか差があります。セシウムにあつてはおおよそ2年と少し、これらを個々に取り上げて、その強さが半分になる期間を子供たちにわかるように記述をするというのは恐らく不可能に近いだろうと思います。したがって、モデルとして説明したのだろうと、私はそのように読み取りました。あわせて、教師用の資料には、さらに具体的に個々の物質名を挙げて、半減期については説明してありますので、議員御指摘のような、その部分における混乱は回避できるのではないかと、このように考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 中学生のほうにも、この半減期については子供用の副読本に載っ

てます、今言われたような内容で載ってます。それにしても、小学生のこの副読本に、こういうような記述で学習のポイントとしてしばらくたつと、それまでの対策を取り続けなくてもいいというようなことを指導するとすれば、それは放射線に対する誤解を生むのではないかなと私は思うのです。教育長の読み取りとの見解が違うと、今おっしゃられたのですが、私はこれ非常に問題あると思うのです。

もう一つ例を挙げますと、放射線を受けるとどうなるというページがあります。この学習のポイントの中に、がんなどの病気になる原因にはいろいろあることを学び、健康的な暮らしの仕方を考えてみるという記述があって、この教師用の資料には、子供も含め一度に100ミリシーベルト以下の放射線を受けた場合に、放射線が原因と考えられるがん死亡がふえるという明確な証拠はないとあります。がんになった明確な証拠はないということは、がんにはならないということではないし、実際に今いろいろな場所で使われている放射線自体ががんを誘発するというので、厳しい管理のもとで利用されているのだと思うのです。この点についても、この副読本自体に問題があると思うのですが、教育長どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お答えいたします。

放射線をどの程度受けると、それが直接的にがんを引き起こすかということについての医学的な、あるいは臨床学的な知見は、ここに記載されているようなことが今現在の段階で人類が確かな情報として得ているのは、この程度だろうと思うのです。ただ、一時的にせよ極めて強い放射線を浴びる、あるいは浴びたと、被曝をしたというときには、人体のみならずすべての生命体の細胞が破壊されて人命に著しく影響を与えているということは、唯一の被曝国である我が国の国民はよく過去の例から学び取っていると思われま

すが、したがって、あたかも放射線を受けても影響がないがごとのタッチでこの副読本が記載されているとは、私は読み取りませんでした。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 教育長の読み取りと私の読み取りと大分違うのですね。私は、この副読本自読して、随分今回の福島原発事故の放射能による脅威を薄めているなど、余り脅威に感じないように、放射線自体大したことないよというようなことを教えているような気がしてならないのですよね。だから問題だと思うのです。

先ほどの答弁で、この副読本は文科省の作成委員会がつくったという話でしたね。文科省は実はこの副読本の作成を委託したのです。委託した会社は東京電力の西沢社長だとか、ほかの電力会社の経営陣が役員を務める財団法人日本原子力文化振興財団です。この財団は、原子力の平和利用の啓発・普及を目的に掲げて、常勤の専務理事は関西電力出身、非常勤の副理事長4人のうち3人も元福島第一原発所長等々、電力会社出身者が占めているのです。非常勤理事には西沢社長や関西電力の八木誠社長も入っている、まさに原

子力村の一員なのですよね。

この財団が発行した従来の副読本には原発について、大きな地震や津波にも耐えられるように設計されていると安全神話を振りまいていたのです。そこで、このように問題のある副読本を教育委員会として学校の自由裁量とはいえ、教育委員会として回収しないということは、結果的に大げさな言い方すれば、遠軽町教育委員会が原子力村とか原子力利益共同体と言われる利益集団の支援をしてしまう結果になるのではないかという懸念があります。極端な言い方すれば、原発事故を起こした加害者の側にもまた回ってしまうということになると、私考えてしまうのですけれども、教育委員会としては決して望まないことだと思うのです。これまでの発行したこの会社の原発容認の姿勢、安全安心を振りまいてきたその責任からしても、遠軽町教育委員会として、それらを支援する形になるのは望ましくないことではないかなと思うのですが、教育委員長に伺っていいですか、教育長でもいいのですが。その辺、結果的にそういうふうになるのではないかなと私は思うのですが、どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 富永教育委員長。

○教育委員長（富永史朗君） 突然私のほうに質問がまいりましたので、的確な答弁とかそういうことではなくて、まず最初に、不勉強だったのでこの副読本については熟読しておりません。それで第1次感想を先に申し上げますが、この小学校に向けた副読本について中学生に与えた副読本を小学校の先生も読むべきではないかというふうに思います。小学校の副読本では、放射線の怖さ等については読み取れないのではないかと、こんなふうに思います。それが一つと、この副読本にはマスコミ等でも随分報道されてますので、子供たちも親も保護者の方々も相当心配されている面からいうと、例えば、グラウンドの表土を削って放射線を減らしたとか、それから放射線の濃度が高いために、岩澤議員が指摘されましたように帰ってこれないと、そして学校も違うところへ行ったと、こういうような具体的な事実も私の第1次感想からいうと、なぜグラウンドの土を削ったのかだとか、なぜお家に帰ってこれないのだとか、こういう具体例を私は挙げるべきではなかったのかなというふうな感じはいたします。それが第1次感想です。

あと岩澤議員どんな質問だった（河原教育長「回収問題。」と呼ぶ）回収問題については、これは学校側で先生方がよく話し合っ、これを丸飲みするのではなくて、消化をして、子供たちに放射線の正しい知識を教えるべきだろうと。ただ、余分なことかもしれないけれども、エックス線というのは私たちの生活に役立ってますよね。そういうメリットの部分、リスクでない部分もありますから、それはもう当然教えなくてはなりませんけれども、この今問題になっている原発から出てきた放射線については、十分危険性なるものはきちっと把握した上で、より恐ろしさを植えつけるということではなくて、正しい知識を教える必要はあるだろうと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ありがとうございます。突然振って申しわけなかったのですが、共感できる部分がたくさんありましたので、そういうことであれば、質問の初めにも言いましたけれども、やっぱり私自身はこの副読本全体通じて読み取れるのは、どうしても今回の福島原発事故でまき散らされた大量の放射能の危険性を、一般的な医療用の放射線の効用の話にすりかえてしまって、根拠のない安全安心を子供たちにすり込むという危険性があるのではないかなと、子供や父母に対して誤った認識を教育することになるのではないかということが心配なのです。

この副読本を使った子供たちへの指導を、先ほどから教育長答えてますが、先生方に強制しないというのは当然です。副読本の内容をよく調べれば、やっぱり問題があるというふうに思うのです。それで、使うか使わないかは学校現場の判断でと言われるのですが、こういう問題のある副読本が学校にあると、あるいは子供の手に渡る、そのこと自体やっぱり大変大きな問題だと思うのです。

教育長はそういうふうに考えないと、だから回収しないとおっしゃるのですが、私が心配するような誤った認識を子供や父母に与えてしまうという心配も私はあると思うのです、十分に。ましてや、よくわからない子供たちですから、学校できちんと教えられないうちに、その副読本を読んで、ああそうか、心配ないのだと、しばらくたったら地面に落ちてなくなるのだから、マスクだってしなくてもいいのだというふうなことを読み取ったとしたら、これは重大の問題だと思うのですね。そういう意味で、やっぱり教育委員会として責任を持って、これについては問題があるので回収すべきだと思うのですが、再度どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お答えをさせていただきます。

岩澤議員からいろいろこの副読本を使うことについての御心配をいただいておりますこと、重く受けとめたいと思います。一つお断りを申し上げさせていただきますが、私がこれを読んで、放射線そのものは怖いものではないという受けとめをしたのでは全くありません。大変危険で、怖いものには違いありません。その上で学校現場で子供たちに、このことについてどう教材として提供するか、どう説明するかと、ここはプロたる教師の腕の見せどころだと、こんなふうに思っています。そのことから言えば、私は子供たちに誤った認識、誤った理解がされるということは断じてあり得ない、そう信じております。

さらに、この種の絵や文字や写真などで理解を深める、あるいは正しい認識を持つ、小学生、中学生であれば特に難しい、そう思います。先ほど富永委員長お話しされましたけれども、表土をなぜ除去するのか、あるいは私たちが今まで住んでいたところ、学んでいたところに、なぜ戻れないのか、こういう具体的な事実を題材にして、このことについて考えを深める、討論をすると。放射線そのものは目に見えませんが大変厄介です。実物に触れるなんていうことは到底不可能であります。

実は、今月予定されている校長会議、教頭会議に、私はある品物を紹介しようと思って

います。それをきょう議場に持ってまいりましたので、ごらんください。それは実際にこの原発事故が発生して危険きわまりない第一線でお仕事をされている方々が身につけているものです。防護服、防護マスクです。こういうものをなぜまとわなければいけないのかということを、実際に触って、実際に装着して子供たちに理解してもらおうと、そういう思いで取り寄せました。これはキャップであります。これはゴム手袋であります。これは防護服であります。そして、これはマスクであります。実際にこれを装着して業務に当たっている方々の話を直接伺うと、つけているだけで3時間が限界だそうです。実際に体を動かす業務であれば、その半分の時間くらいでもう体そのものが脱水症状で言うことをきかなくなる。これらすべて使い捨てなんだそうです。特別に私はこれを譲っていただいて、こういうものに触れながら、子供たちの正しい放射線に対する理解が少しでも深まればいいなと。そのときはこの種の副読本は使用しなくても、放射線の怖さ、原発事故の怖さは子供たちの心に伝わるのではないかと、こういう思いであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 非常に用意周到でびっくりしました。ところで、その防護服、各学校分あるのでしょうか。それ1個だけですか。回して使うと、ぜひ学校で活用してほしいと思いますが、できれば、その副読本の中に、先ほど富永委員長がおっしゃられた、現実の状況、それから今のような防護服のあるいは作業をしている様子、その作業の3時間しかできないという限界、そういうことがこの副読本に載っていれば、私もいいと思うのです。ところが、そういうことが一切載っていない、その副読本がね。だから問題だというふうに私は思うのです。

教育長の努力は買いますが、ぜひ子供たちに正しい認識が教育されるように努力してほしいと思うのですか、どうしても回収できないということですので、次、伺いますが、ことしの4月6日に平和フォーラム原水禁という団体の事務局長と文部科学省の担当官との意見交換ですね、担当官はこの副読本の改善作業の中で、解説や資料の追加を考えると言っています。そういう情報は教育委員会として受けてますか、あるいは情報を持っていますか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 教育委員会としましては、そのような情報は受けておりません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 文部科学省の担当官が公開の場でこういうことを言明しているのです。いくらでも改善の余地があれば直しますということを言っているのです。そこで、回収できないと言われるので、百歩譲って次のような補助資料をぜひ要求してほしいのです。

一つは、先ほど来出ている福島原発事故の現実、これをきちっと記載するということ。例えば、避難地域と避難生活の現状だとか、子供の学校生活の様子だとか、あるいは放射性物質を含む農産物、あるいはがれき処理の問題、こういう内容ですね。

2点目には、原子力発電などで生じる放射性物質の問題点を、この副読本に記載してほしいと、子供たちに正しい認識を与えるということであれば、ぜひこの2点、原発事故の現実、それから原子力発電などで生じる放射能物質の問題点、これらを記載するように、教育委員会として、道教委を通じて文科省に要求していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お答えさせていただきます。

現在配布されているこれらの資料が完全無欠なものだという受けとめは、文科省の担当者もされているようで、私も大変その意味ではうれしく思いますし、ここで触れることのできなかった原発事故が現在どういう状況にあるかとか、それがどう私たちの生活に影響をあたえているかという生の姿、生の情報を余すところなく学校現場にも、あるいは私たち国民にも各関係機関がそういう方向で情報提供をしていただきたいと思いますし、私どものレベルでもそのような要請は、これからもしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 最後になりますけれども、昨年の事故が起きたときに、当時官房長官だった枝野さんが盛んにテレビに出て話をしてくれました。私もあのとき思ったのですが、この人は何を言っているのだろうと疑問を抱きました。だって、最初の記者会見で、あの爆発事故があったときに、何て言ったかという、爆発的事象が起きました。直ちに人体に影響はありません。その後の枝野さんの記者会見の発言やなんかずっと聞いていて、いつも疑問に思ったのですが、その後、やっぱりテレビの解説者、有識者からは、彼の言っている中身について、こういうコメントをしてますよね。枝野官房長官は間違ったことは言わないが、本当のことは一つも言ってないと。まさにそのとおりだと思うのです。私ね、この副読本も間違ったことは言ってないけれども、この原発事故にかかわって、一番最初に、はじめにのところに、さっきも言いましたけれども、発刊の理由ね、原発事故が起きましたと、そのためにこれ発行しますと書いてあるのですよ。それなのに原発事故のことは一言も書いてないと、現実も書いてないと、こういう思いをしています。

今、教育長、答弁ありましたけれども、ぜひ子供たちに正しい放射能について、放射線について、あるいは原発事故の教訓について、これから日本の社会を背負っていく子供たちに正しい認識を教育するために、先ほど申し上げたような資料の要求、あるいは改訂の要求を気がついた段階で、これからいろいろなことが出てくるでしょう。ぜひ要求をして、もしこれからも出てくるのであれば、多分副読本ですから毎年出ると思うのですけれ

ども、より正しいことをきちんと子供たちに指導できる内容の副読本にしていてもらいたい。今回のような、こういういい加減な間違っことは言わないが、本当のことは一つも書かないというような副読本であれば、ぜひ配布をしないでいただきたいということを要求して、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、岩澤議員の質問を終わります。

通告 14 番、阿部議員。

○14 番（阿部君枝君） ー登壇ー

一般質問を読み上げて、通告といたします。

自閉症の早期発見の取り組みについて。

自閉症かどうかを赤ちゃんのときに判断するのは難しいそうですが、もしかすると自閉症ではないかと判断する症状はあります。

それは、赤ちゃんを抱っこした際に、あやしても笑わなかったり、ちょっとしたときに激しく泣き出す、また、例えば、光や音などの刺激に大変敏感だったりするといった症状です。

自閉症の子供さんを療育されてきた保護者にお聞きしたことは、赤ちゃんのときから、手がかからないよい子でしたが、3歳児健診で障害があると診断され、当時は大きな衝撃を受けました。私の育て方が悪かったのかと悩みましたと話されていました。

自閉症は病気ではなく、親の育て方や妊娠中の生活習慣、産婦人科の治療も原因となるものではありません。また、遺伝的な要因は少なからず可能性があるようですが、遺伝が原因とは現段階では特定されていません。

自閉症の早期発見に役立つ乳幼児自閉症調査票（M-CHAT）は、子供の日ごろの様子に関する全23項目の質問に対し、親が「はい」か「いいえ」の二者択一で回答するチェックシートで、知的なおくれを伴わない自閉症の早期発見に有効とされています。

町が実施する集団健診の際、導入する市町村がふえてきている現状です。そこで、次の点を伺います。

一つ目は、乳幼児相談で、保護者から相談を受ける内容のうち、最も多い点はどのような事柄でしょうか。

2点目は、乳幼児健診で、障害があると診断された場合、どのように対処されていますか。

また、3点目は、言葉のおくれがないかなど、知的なおくれを伴わない高機能自閉症やアスペルガー症候群を見逃さないよう、M-CHATを1歳6カ月健診に導入すべきと考えますが、見解を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

阿部議員の御質問であります自閉症の早期発見の取り組みについてお答えいたします。

1 点目の乳幼児相談で、保護者から相談を受ける内容のうち、最も多い点はどのような事項ですかとの御質問ですが、相談内容は月例、年齢、時期などによって相違があります。乳幼児期に多いのは身長、体重などの発育に関することや、離乳食についてです。1 歳代になりますと母乳や卒乳に関する事などが多くあります。2 歳を過ぎると、再び発育や食事について多くなります。最近、予防接種の相談も多く受けるようになってきました。

2 点目の乳幼児健診で障害があると診断された場合、どのように対処しているかとの御質問ですが、乳幼児健診においては、障害があるなしの診断はされません。あくまでも疑いがあることの判断となりますし、障害の疑いが早期に認められても事例によっては、医師の判断などにより、何度か経過観察を行う場合があります。

健診で疑いが見受けられた場合は、小児科外来への紹介状を出すとともに、母子通園センターへの相談や通園の紹介を行っております。必要に応じて児童相談所の相談を進めることもあります。

なお、小児科外来からはより専門的な発達外来を紹介されることもありますし、専門施設の北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターへ紹介される場合もあります。

3 点目の言葉のおくれがないなど、知的なおくれを伴わない高機能自閉症やアスペルガー症候群を見逃さないよう、M-CHATを1 歳 6 カ月健診に導入すべきと考えるが、見解をとの御質問ですが、現在乳幼児健診では医師の診察前に計測や問診を行っております。

その問診は、議員御指摘の乳幼児自閉症調査票M-CHATにある項目をほぼ網羅した内容であります。また、経過観察となり再度健診に来ていただいた場合には、さらに詳しい内容の問診をとっております。M-CHATはほかの子供に興味はありますかとか、母親のまねをしますかなど、2 3 項目からなる自閉症のスクリーニング調査票であり、問題ある回答項目の数により、専門機関の受診を判断するものでありますが、本町では健診会場に保健師、医師のほか母子通園センターの職員も同席し、発達の相談を行うなど、一人一人と細やかに接することで乳幼児の相談に取り組んでまいりたいと考えており、現段階では導入は考えておりませんが、今後も内容を参考にしながら、乳幼児健診の充実に取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14 番（阿部君枝君） 御答弁大変ありがとうございました。

1 点目の最も相談の多い点はというところでは、年齢によって発育だとか離乳、そういう卒乳ということだとか、2 歳児に対しては食事とか、予防接種のことが問題になっているということでしたが、この時点ではそういう自閉症が心配というか、そういう問題、我が子はちょっとおくらしているのではないとか、そういう相談はないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） 乳幼児相談ですけれども、もちろん発達への相談と

いうのはあります、言葉がおくれているのではないかと、ちょっと反応がとか、いろいろそういう細かい発達に対する相談はもちろんあります。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） その時点での1歳半でのアンケートというか、それをやっていると言いましたが、その時点でのそういう自閉症に該当するような子供さんというのはないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） この点につきましては、先ほど答弁のほうにもありましたが、1歳6カ月健診につきましては、その段階で限定するものではございませんので、その点で可能性があるといいますか、疑いがあるという形で要精検の児童だとか、要経過を観察するお子さんだとかという形は、その時点でとらえられる状況になっております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 先ほど、どちらかというと、判断するとか診断するということは難しい、普通、世界保健機構では自閉症の定義としては、対人関係の質的障害、またコミュニケーションの質的障害、また行動、興味の限定とか反復的な行動、これらの三つの障害のうち一つが3歳までに発現し、かつ診断の時点で三つの障害がすべて発現していることから、この診断基準が求められて、3歳以前には診断が難しいとされているのですね。なぜなら、この診断基準によれば、3歳以前にこれらの症状があっても、3歳になるまでに発達が進んで症状が消えたら、もともと自閉症でなかったのではないかということから、よほど症状が重く、先ほどの3障害が明らかに発現し、3歳までに障害が消える可能性がほとんどない場合にしか、3歳未満の子供への診断は下せないことになっているのですね。

そういうことから見ると、3歳未満の判断は非常に厳しいと。そこで先ほど言いました、前後しますけれども、M-CHATは1歳半から2歳までに23項目のアンケートに答えることによって、95%の程度で自閉症を予測することができるという強力な制度なので、これは早期判断、あくまでも予測するなのですけれども、これをぜひ取り入れていくべきでないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） M-CHATについては、私どもも問診表をつくるときに、一部には参考にして作成はしています。ただ、M-CHATのように23項目つけて、何項目になったから、では、あなたは自閉症の傾向がありますねというふうに、杓子定規に計れるものではありませんので、健診というものは、あとまた障害とか自閉症というものはすごく微妙なものですので、そこで何項目ついたから、じゃあなたはもう次の発達外来に行ってくださいというふうなことで、ばつっと切れるものではないです。なので、1歳半でも、ここのうちでやっている問診をとった場合でも、疑いがあり、もしくは発達に何かおかれがあるということになった場合は、細かく3カ月おき、半年おきというふうなこ

とで、子供さんを経過を追っていろいろな保健師だけではなく、通園センターのスタッフもあわせて経過を追って、見ながら、その子の発達を判断していくということになりますので、うちのような小さな町では、こういう杓子定規な何点になったから障害ですよというふうなものは、似つかわしくないのかなというふうに思ってます。きめ細かい保健師とか、そういう発達のスタッフというのがいますので、見落としは100%とは言えませんけれども、見落としをなるべく少なくするように、少しちょっと心配だなというようなお子さんには経過を追って見るようにしています。ということですので、このチャートをすぐにこれをそのまま評価として使えますか、はい、わかりましたということには、お答えはできないと思います。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 確かに遠軽町で行っている幼児健診のアンケート用紙も見せていただきまして、細かくやっていることと、また、少人数で細かく対応できるということも伺いました。ですが、このM-CHATでやれるときは80%ということで、95%という部分のこの辺のところはどのようにとらえていますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） とある大きな大都市でこのM-CHATを使っているというような話も聞くのですけれども、かなりすくい上げるそのパーセントというか、正常な発達しているお子さんもすくい上げてしまって、大体話に聞くと、健診を受けたお子さんの6割ぐらいいはそれで項目で引っかかってしまうというふうな話も、発達の専門家の先生、遠軽町に来られる人なのですからけれども、そういうふうなお話も聞きますので、果たして、それで健診で年にもう何千人もいらっしゃるような市でしたら、そういうことも可能かと思うのですけれども、うちは何せ年間200人生まれたらいい方で、健診に1回当たり大体たくさん来られても20人ちょっと、大体10人から20人の間ということで、一人一人の保健師プラス専門家で細かく診ていくほうがいいのではないかというふうに、現時点では判断しております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 今ほどは大きな大都市でというお話されましたけれども、これオホーツク振興局内のこの近間の町村でも、この4月から実施されるところがあります。やはり導入されるということは、より確実なことがある程度確証があるので入れられたと思うのですよね。遠軽町においてもやはりこの点、ぜひ入れていただきたいなと、すぐとは言いませんけれども、早いほうが子育てしていく上で早いうちに養育していくことが大事ですし、自閉症をお持ちのお母さんという保護者の方からお聞きすると、本当にもうちょっと早い段階でという話をよくお聞きします。確かにおっしゃるように、ここで間違いないとかという判断は厳しいのかもしれませんが、ぜひそういう取り組みをしていただきたいなと思います。

平成17年の4月から、発達障害支援法が施行されまして、母子保健法の13条に前条

の保健診査のほかということは、1歳、3歳健診なのですけれども、そのほかに市町村は必要に応じて妊産婦または幼児に対して健康診査を行い、また、健康診査を受けることを勧奨しなければならないとありますが、1歳児健診もそうですが、我が町においても、大事なものは学校へ上がる前の5歳児健診などを考えていくという考え方はありませんでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） ただいまの御質問の5歳児健診の実施の関係でございますが、確かに議員おっしゃるようにはございますが、母子保健法等から考えますと、4歳児健診、それから1歳児健診、1歳6カ月健診、3歳児健診というのが母子保健法の中で定められているものでございまして、議員おっしゃるように、最近につきましては一部の自治体では5歳児健診という形も実施されているようでございますが、本町におきましては、5歳児の大部分につきましては、保育所、それから幼稚園という形で就園しておりますので、保育の専門家の指導のもとに日常生活暮らしておりますので、その活動の中で、さっきおっしゃったように言葉だとか、行動上の発達のおくれなどに心配ある場合につきましては、そちらのほうと連携をとりながら扱っているという状況でございます。

また、乳幼児健診等で経過観察となりましたお子さんにつきましても、母子通園センターで療育を受けることをお勧めしたり、また療育を受けることになったお子さんにつきましても、センター職員が保育所等に入っている場合は、そちらを訪問する場合もございます。その場合につきましても、保母等から心配になるお子さんの相談等も受ける現実もございますので、そのような関係で、関係機関と連携しながら5歳児等を見守っていきたいと考えておりますので、現在のところ5歳児健診を実施するという考えは持っておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 障害を抱えているということに気づかないことが、かえってこの複雑な難しい問題、例えばいじめ、不登校、引きこもりとか、そういう情緒障害などを生み出す原因となっているということもありますので、遠軽町としても、今後より将来ある子供たちの子育て支援のためにも、しっかりそういう部分を取り上げていただきたいなと、こんなふうに思います。最後に町長に、子育てにはこの忍耐が大変必要ですし、人を育てることは本当に手のかかることです。どちらかという、思いどおりにいかないと思いますし、労少なくして功多しということがあってはということはありませんし、しっかり子供を育てる親が安心して我が町で子育てができる状況下ということを考えて、ぜひ先ほど私がどこまでも言っている1歳6カ月のM-CHATの導入と5歳児健診を何とか取り込んでいただきたいと思います。これが最後の質問です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） M-CHATですとか、健診ですね、障害を持っているお子さんとかの、これについて先ほど来M-CHATのこととかも出ておりますが、うちの町としてはマ

ンツーマンというか、そういう形で非常に手厚くやっておるのかなというふうにも考えております。しかしながら、今後もいろいろなものが、こういうものは出てくると思うのですね、そういったものの内容を参考にしながら、乳幼児健診の充実に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 以上で、阿部議員の質問を終わります。

午後 2 時 1 5 分まで、暫時休憩します。

午後 2 時 0 3 分 休憩

午後 2 時 1 5 分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

通告 5 番、高橋眞千子議員。

○ 1 2 番（高橋眞千子君） ー登壇ー

通告の順に従いまして、3 点についてお伺いいたします。

1 点目の学校給食施設の安全安心についてでございます。大変申しわけありませんけれども、6 行目の昨年 3 月 8 日に岩見沢市内でと書いてありましたけれども、昨年 2 月に訂正をお願いしていただきたいと思います。

それでは、学校給食施設の一斉点検は、年に 2 回をめぐりに行われているものと認識しております。自校式の各学校と学校給食センター、それぞれに食品衛生監視表及び学校給食施設一斉点検表により、保健所等が調査を行っております。

昨年 2 月に岩見沢市内の小中学校における急性胃腸炎の集団発生は、学校給食による食中毒であったと報じられました。

昨年、保健所が実施した食品衛生監視表によりますと、施設設備及び器具の清掃清浄及び消毒を適切に行っているかにつきましては、4 校の学校が採点が低くなっております。

岩見沢市で発生した食中毒の原因の一つには、器具の洗浄及び消毒が適切でなかったと言われております。昨年実施されました結果を受けて、どのような対処をされたのでしょうか、また、学校給食施設一斉点検では、ここ数年同じ項目で改善の指摘がされておりますが、安全安心な給食を提供するために早急な改善をすべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

2 点目でございます。食育推進計画策定の進捗状況についてでございます。

食育につきましては、具体的にどの部、どの課の取り組みになるかは定かではないようですが、それぞれの担当部局の取り組みや各課担当者との横の連携を強化し、日常の活動を積み重ねながら進めていくとの答弁を、平成 2 1 年 6 月定例議会の場でいただいております。

また、できるだけ早い時期に策定したいと考えているとの答弁もいただいております。食育推進担当グループの活動と食育推進計画策定に向けた取り組みの進捗状況をお伺い

たします。

3点目です。食に関する指導を進める栄養教諭の配置についてでございます。

栄養教諭の本来の仕事は、食育に関した学校給食などの指導や学年に合わせた授業に取り組むことと認識しております。

現在は遠軽地域6校を取りまとめる栄養教諭1名を配置しています。栄養士としての仕事のほかに各学校に出向いての授業をされていることと思います。遠軽地域6校だけの授業ではなく、丸瀬布、白滝、生田原、安国地域の授業も受け持つことになっているのではないかと考えますが、いかがですか。

21年6月定例議会の場で栄養教諭の増員について質問いたしました。答弁では、栄養士としての仕事のほかに各学校に出向いて授業を持つということは、負担がふえることになる。栄養教諭の増員を図らなければならないと言われておりました。栄養教諭の本来の仕事をしていただくためにも増員の考えはありませんか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

高橋眞千子議員の2番目の食育推進計画策定の進捗状況についてから、御答弁を申し上げます。

食育につきましては平成17年に、国が食育基本法を制定し、翌18年に食育推進基本計画が策定されました。さらに、地方における食育推進計画については、国が食育基本法の規定で地方自治体が作成するよう努めることを定めており、都道府県が100%、市町村が50%作成するという目標が掲げられていることは、従前から説明させていただいておりとおりでございます。

さて、地方自治体における本計画の策定については、以前説明したときと現在の状況を比較いたしますと、全国の市町村では25%から58.2%に上昇し、道内においては9.4%から19.6%、管内では網走市1市のみでありましたが、平成23年度紋別市が策定したとのことで、全国的には一歩前進したことは事実ですが、北海道や管内においては大きな前進とは言いがたい状況で、50%という国の目標には遠く届いていない状況でございます。

これは国や道の推進方向が明確化されていないことや、市町村における担当部局が示されていないことなどが主な原因であることは、高橋議員にも御理解いただいているところでございますが、その後の国や道の推進方向についても、大きな変化はない状況であり、本町としてもどのような方向性とするべきか苦慮してきたところでございます。

そのような中で、本町の農政部局と教育部局の担当者との連携による食育担当グループの活動状況であります。定期的に協議を重ねて地産地消の推進というアプローチから、地場産の農産物を学校給食に取り入れることを中心に活動しており、年々取り扱う産品をふやしたり、納品状態の確認を実施するなど、継続した取り組みに努めてきたところであります。

ます。

さらに、町内で作付けされている農産物の調査や流通形態を確認するため、農業改良普及センターや農協、Aコープなどの関係機関、担当者との意見交換を実施するなど、一歩踏み込んだ取り組みを実施するに至っております。

また、保育所内においては、平成20年に改定された保育所保育指針に基づき、食事に必要な基本的な習慣を身につけながら、保育士や友達と楽しい食事をするすることで、健康につながる食習慣を身につけるという食育目標を掲げており、日々の食事で、おいしいね、などの声かけに努めたり野菜の収穫体験を実施するなど、保育現場で独自に食育の取り組みを実施している状況であります。

これらのことから、本町における食育の取り組みにつきましては、各部局においてそれぞれは取り組んでおりますが、食育推進計画の策定についての検討はできていなかったもので、まことに申しわけなく思っている次第でございます。

今後は、担当者や関係機関が密に連携していくことを基本に、計画の策定に向け前向きに検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

高橋議員御質問の学校給食施設の安全安心についてお答えいたします。

紋別保健所の学校給食施設の衛生検査及び指導につきましては、毎年4月から6月の期間で1回、10月から11月の期間に1回の年2回実施されているところであります。

議員からの御質問であります施設整備及び器具の清掃、洗浄及び消毒を適切に行っているかについて、保健所からの昨年の指摘事項につきましては、床の破損や天井の換気扇からの異物落下防止対策が必要であるとの指摘を受けております。また、数年同じ項目で改善を指摘されている事項につきましては、壁のはがれやトイレ内の手洗い器の設置などでありまして、昨年の指摘事項同様施設の改修が必要であることから、給食を提供しない長期休業期間中において順次改善を図り、安全安心な給食が提供できるように努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3番目の御質問であります食に関する指導を進める栄養教諭の配置について、お答えいたします。

栄養教諭は教育に関する資質と栄養に関する専門性をあわせ持つ者として、食に関する指導と学校給食の管理を一体として行うことが職務とされております。現在栄養教諭は遠軽地域に1名が配置されておりますが、この栄養教諭につきましては、遠軽中学校にその身分が置かれております。生田原地域の栄養職員につきましては、センター方式ではあります。その身分は生田原中学校となっておりますし、丸瀬布、白滝地域の栄養職員につきましては、同じセンター方式であり、その身分は丸瀬布中学校となっております。このように栄養教諭、栄養職員は本来身分の置かれている学校での勤務が本務となりますが、

配置基準が生徒数、給食センター数に応じた配置となっておりますので、配置されています地域での給食等の指導や管理を担っているところであり、遠軽地域に配置されています栄養教諭につきましては、遠軽地域での給食等の指導や管理を行うこととなっております。また、栄養教諭の増員であります。学校教育法の改正の趣旨や、文部科学省、北海道教育委員会からは、栄養に関する専門性と教育に関する資質をあわせ持つ教育職員として、その専門性を十分発揮し、特に学校給食を生きた教材として有効に活用するなどによって、食に関する指導が充実していくことを期待し、学校栄養職員の栄養教諭への円滑な移行を含め、適切な対応をしていただきたいとの通知などがあり、遠軽町教育委員会といたしましても、この趣旨に基づき学校栄養職員の栄養教諭への移行を推進してきたところであります。

教育委員会といたしましては、文部科学省や北海道教育委員会が定める栄養教諭、栄養職員の配置基準に基づき配置がされているものと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 岩見沢の食中毒が発生して以降、多くの学校では除湿器やクーラーを取りつけたとお聞きしております。現在、遠軽町でクーラーがある学校は東小学校と南小と遠軽小学校が空調設備がついているので、そのクーラーがなくても空調設備でクーラーのかわりを果たしているというふうにお聞きしております。この南小学校と東小学校は給食数が多分、1回に300食以上をつくっているの、相当に大量つくっているということで、クーラーがついているのかなと私は思っているのですけれども、ほかの遠中や南中のように、200食以上つくっているところなどにクーラーを早急につける考えはございませんか。

○議長（前田篤秀君） 藤本総務課参事。

○総務課参事（藤本陽一君） 質問にお答えします。

遠軽中学校と南中学校の2校にクーラーをつけるかという御質問でありますけれども、現在のところ、つける予定はございません。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 東小と南小がクーラーがついているということは、この1回300食つくって調理する大規模学校給食施設の重要管理施設としてなっているから、ついているのかなと思ったりもしたのですよね。1回50食以上のところは重点監視施設ということになりますよね。ですので、この1回300食をつくっている大きな学校であるために、クーラーをつけてあげているのかなと思ったりもするのですけれども、やはり湿気とかカビが、今回のように大腸菌が発生したり食中毒が発生したりするというのは、もう明らかになっているのですよね。ですから、給食をつくるということはあの施設で、給食婦さんたちも汗をかきますよね。そういった部分でいくと、一番最初にやらなければい

けないのはクーラーをつけてあげることはないかなと私は思うのですけれども、そういった観点には立ってはいらっしゃいませんか。

○議長（前田篤秀君） 藤本総務課参事。

○総務課参事（藤本陽一君） 現在のところ、私どもとしては設置の予定はありませんけれども、今後どのような設置をするかどうかも含めて、検討するということは考えていかなければならないかなというふうに思っておりますけれども、すぐにつくという保証は、今のところ私どものほうでは言えません。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 国のほうでは給食室などは、ドライシステムというのですか、それとかドライ運用とかというふうに、だんだんしていきなさいという方法があるのですけれども、遠軽の給食施設は大体がほとんど古いものですから、ウェット式というのですか、そういうふうに聞いているのですけれども、これをするということになると本当に全面改修になると思うのですよね。ですから、大きな予算をかけてやるのは全部の学校となると無理だと思うので、まずはそういった湿気と汗という部分の一番危険な部分からやっていくとなれば、私は一番身近なところでエアコンになるのかなと、ずっと思っていたものですから、今お聞きしたところです。これはお金に絡むことですから、教育委員会で町長部局から、教育費これナンパーセント削ってくださいと言われてしましても、この部分は削れないということで予算要求をしていただきたいと、このように思うわけです。

教育委員会は遠軽町大変なものと、本当に遠軽町のことを考えて、子供のことも考えてくださっているのですけれども、必要なものは必要ということで、ぜひ要求をしていただきたいと、そんなふうに思うわけです。先ほど教育長のほうから、トイレに手洗いが無い、東小はトイレに手洗い場所がないということで、ずっと指摘されているようですけれども、これはことし改修されるようなことをちらっと聞いたのですけれども、間違いございませんか。

○議長（前田篤秀君） 藤本総務課参事。

○総務課参事（藤本陽一君） 東小学校のトイレ内の手洗い器の設置につきましては、ことしの夏休みの期間の間に行うことになっております。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） あと、では何年か、この指摘されているトイレに専用の手洗い施設がないというところは、南中ですね。この南中の部分は壁を外してしなければならない、場所がないということをおっしゃっておりました。こういった部分は保健所に改善の書類を出して、こういう部分で今のところすぐできませんということ、何年間も出していても大丈夫なのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤本総務課参事。

○総務課参事（藤本陽一君） 衛生的に言えば大変問題があろうかと思しますので、南中のトイレ内の手洗い設置につきましても、早急に取り組めるよう、どこに、どのように設

置するかということを担当課と協議を行いながら、できるだけ早い時期に改修をしていきたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 私も文教の常任委員会に在籍したことがあるのですが、その中で、丸瀬布給食センターが一番町内の給食施設では古いのではないかとということで、この部分をお話をした経過があります。遠軽町の給食施設なのですが、一番古いのは築何年ぐらいたっているのでしょうか、センターも含めてです。

○議長（前田篤秀君） 藤本総務課参事。

○総務課参事（藤本陽一君） 議員御指摘のとおり、丸瀬布の給食施設が一番古いかと思えます。庁舎と同じ時期に建てているということで、昭和47年に建設されているのではないかと考えています。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 古くから安全でない、安心でないとは言いませんけれども、やはり丸瀬布の給食センターも何点か指摘されているところがございます。ですから、一部分的に床を直してあったり、天井だけを直してあったりということは無理かと思えますので、これもやはりきちっと計画を立てて、安全安心な給食を子供たちに食べさせる部分を考えますと、やはりこういった部分も考えていかなければならないと思うのですが、丸瀬布の給食センターをいつまでにどうするという考えは、今までは伺っておりませんが、何か考えがありますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤本総務課参事。

○総務課参事（藤本陽一君） 丸瀬布の給食の建てかえにつきましては、政策的なこともありますので、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） どの部分を指摘しても、多分予算が絡む部分だと思いますので、今年度は多分間に合わない部分だと思いますけれども、来年度に向けて改修なり改善の指摘された部分を、1カ所からでも整備をしていていただきたい。そして、親が安心して子供に給食を食べさせていただけるとしていただきたいというのが、私の願いでもありますし、また、これから夏に向けて、ただでさえ暑い給食つくりのところに、エアコンがなくて衛生上随分気をつけながらやっていかなければならないという部分もありますので、ぜひそういったところを教育委員会は皆さんで話し合って、1カ所でも設備を整えていただきたいと思います。

最後に、一つ聞かせていただきたいのですが、学校ごとに給食がありまして、センターがあります。町内の給食の施設の責任者というのですか、東小学校なら東小学校の責任者というのは、ふだんだれになるのでしょうか、事故、事件が起きたときとか、消毒はこういうふうにしたとかという毎日の点検はだれが行っているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤本総務課参事。

○総務課参事（藤本陽一君） 学校で行われている給食施設につきましては、責任者は校長になります。実際の点検につきましては、職員として調理員が配置されておりますので、調理員が衛生管理責任者として行っております。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） すみません。私の認識が間違っていたのかもしれないのですが、学校給食とかセンターになると、栄養教諭と管理栄養士さんが、その最後の消毒などの点検をするというふうに私は認識していたのですが、それは学校長でよろしいのですか、責任者、そういうふうになっていたのですか。

○議長（前田篤秀君） 藤本総務課参事。

○総務課参事（藤本陽一君） 各学校の消毒の点検等を衛生管理責任者として、町の職員の調理員を指定しておりますので、その指定された職員が最終的に確認することになっております。栄養教諭につきましては、それぞれの学校でそういう指導をするということで行っております。各センターにつきましては、栄養職員が行っているという状況でございます。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） では、給食をしている方が自分たちでつくっている過程、それから最後に仕上がった過程、そして、消毒も全部給食の方がやっていたらということ、間違いありませんか。

○議長（前田篤秀君） 藤本総務課参事。

○総務課参事（藤本陽一君） 調理師免許を持っている調理員が、その責任を持ってやることになっておりますので、そういうことで行っております。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） ではもう一つ、この終わりました後の消毒の方法ですけれども、遠軽町は塩素消毒か煮沸か。

○議長（前田篤秀君） 藤本総務課参事。

○総務課参事（藤本陽一君） 塩素で消毒しております。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） わかりました。

それでは、次の栄養教諭の部分に移らせていただきます。

すみません、先ほども質問いたしました。私は栄養教諭が各学校の給食の消毒なり一日の過程を筆記して提出するというふうに、私はちょっと勉強していたものですから、栄養教諭が全部の学校へ行って、それをやって、その上授業をやるのだったら大変なことだなと思って、栄養教諭の増員を前回から言っていたのですよね。たしか道教育局の話では、栄養教諭が点検をするというふうに私は聞いていたものですから、私の間違いかもしれません。それであれば、栄養教諭の授業がきちっと、前回質問したときよりも進んでいるな

らば無理してお金をかけて増員をする必要はありませんけれども、前回の質問時から見て栄養教諭の授業は時数が多くなっていたり、それぞれの学校で管理栄養士は生田原や丸瀬布にもいますけれども、栄養教諭は遠軽に1人しかいませんので、白滝や生田原やなんかの授業の部分も栄養教諭が入るのかなと認識しているのですが、それは違うのですね、管理栄養士でもできるということですか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 前回の答弁のお話なのですが、ちょっと違うような気がするのですが、答弁がですね。法律のできた趣旨というのは栄養教諭をふやすという意味では当たっているのですが、栄養職員に教育の資質を持たせて、なおかつ栄養の専門性も持たせる、その二つをあわせ持つということで、学校栄養職員を学校栄養教諭に移行するというのが法律の趣旨です。それで、道教委でも言ってますのは、それを早くしてくださいよと言っているわけですし、ただ、それにはかなりの時間がやはり免許ですので、かかります。それで、実際に栄養教諭自体は授業に入ってもいいのですが、本来は学校のコーディネーターですね、指導の。だから教員の全体計画立てますよね、年間の。学校指導要領にも食育で授業をやることになっておりますので、その過程で1年生は何、2年生は何、または科目、道徳では何々をする、その計画に参画してやっていくということになっております。そのほかに給食の衛生管理だとか、検食だとか、そういうことを行う、二つあわせ持っているということです。主に、だから教えていく分については指導する分については、コーディネーター的な役をやるということです。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） コーディネーターであっても、全部の学校にやっぱり行かれているのですね、現在も。今は年間どれぐらいの時間、こういった時間に費やしているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤本総務課参事。

○総務課参事（藤本陽一君） 授業には直接参加していないのですが、給食時間に各学校に出向いて、子供たちの様子を見ているという状況でありまして、時間数については、ちょっとどのぐらいというのは現在のところ把握しておりません。すみません。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） それでは、私たちが心配するような事態は起きてないので、栄養教諭は今の1名で遠軽町は足ります。4校に対して1名の栄養教諭とおっしゃいましたよね。たしかそういう決まりがあると聞いたのですが、4校に対して1名の栄養教諭、遠軽地域では6校しかありませんので、2名を置くことはできないのだというふうに聞いております。ほかに安国、生田原は管理栄養士がいる。丸瀬布、白滝も管理栄養士がいると、それなのでできないと。普通は4校に対して1名の栄養教諭が必要なら、6校なら2名置いてしかるべきかなというふうに私は思っていたのですが、国でそうい

うふうな決まりがあっても、お金は道で出しているようですので、大変な道の部分もありますので、これ以上は言えないのかもしれないのですけれども、町で栄養教諭1名で今のところ足りてますというのであれば、私も多目に置きなさいとは言いませんけれども、どう見ても、もっともっと栄養教諭の仕事が最初に聞いたときにはあったと思いましたので、増員の考えはないのかというものを聞きました。それと給食施設の中で、栄養教諭がびっしり入って調査しているわけではないということを聞きましたので、それはそれで今回の質問終わらせていただきますけれども、私はいろいろな食育の部分考えたときに、栄養教諭の果たす仕事は大きいと思いますので、今後とも教育委員会のほうで、皆さんで頭を突き合わせて、子供たちに食育に対しての学ぶ場をたくさん与えるためにも、ぜひお願いしたいなど。

この部分も最後は教育長に言っても、お金の部分が絡みますので町長のほうに、先ほどのクーラーと、こういった人員配置の部分で、ぜひとも子供の安全安心の給食のために、町長の考えをお伺いしたいと思います。それで終わらせていただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時50分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 給食の施設整備と栄養教諭ですか、栄養教諭につきましては、県費負担教職員ということで、それは都道府県のほうで給料とか出していますので、私どもの予算は一切通っておりませんので御理解願います。

それから、学校の施設整備関係、給食施設も含めてですけれども、そういったものは、毎年予算の中で教育委員会と私ども町長部局財政課ですけれども、そこで折衝して総合的に考えてやっておりますので、その中で必要なものは当然つくでしょうし、また広い意味で先ほど来もお話伺いましたので、教育委員会のお話も聞きながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 以上で、高橋真千子議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

午後 2時52分 散会

